

島本町文化財調査報告書

第 40 集

広瀬地区・百山地区・桜井地区遺跡範囲確認調査概要報告

令和 3 年 3 月

島本町教育委員会

序 文

本報告書は、町内の遺跡の広がりを把握することを目的に、国庫補助事業として、令和元年度・令和2年度に実施した広瀬地区の宅地造成工事2件、百山地区の保育所建設工事1件、桜井地区のその他建物建設工事1件、桜井地区の共同住宅建設工事1件に伴う遺跡範囲確認調査の成果をまとめたものです。

広瀬地区の調査は、広瀬遺跡及び水無瀬離宮跡の包蔵地内において実施したもので、この2件の調査とともに遺構・遺物が確認されたことにより、のちに本発掘調査を行うことになりました。

また、桜井地区のその他建物建設工事に伴って実施した調査では、江戸時代～大正まで操業し、正確な位置がわからなくなっていた楠公焼（桜井焼・桜井里焼）の窯跡を確認することができました。近世～近代の遺構であるため、本調査となることはありませんでしたが、桜井焼は今なお本町の住民を含め、多くの人々に親しまれているものであるため、その窯跡の位置や形状を確認できたことは、本町の歴史を語る上で重要なことであり、大きな成果と言えます。そして、このような成果を得られましたのも、工事事業者、土地所有者の方々、そして調査地近隣および関係諸機関の皆様のご理解とご協力をいただいたからこそ成し得たものです。改めてここに深く感謝しお礼を申し上げますとともに、本町の文化財保護行政に対し、今後とも、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

島本町教育委員会
教育長 持田 学

例 言

1. 本書は、令和元年度・令和2年度国庫補助金事業として、大阪府教育庁文化財保護課の指導のもと、島本町教育委員会が実施した、広瀬・百山・桜井地区の遺跡範囲確認調査報告書である。
2. 調査は、島本町教育委員会事務局教育こども部生涯学習課職員木村友紀・能勢麻由佳を担当者とし、調査は令和2年2月3日に着手し、令和2年9月24日に終了し、島本町立歴史文化資料館整理室で引き続き整理調査及び報告書作成業務を実施し、令和3年3月31日に本書の刊行を以って完了した。
3. 調査及び整理作業にあたっては、下記の調査員及び調査補助員の参加を得た。(順不同)
【調査員】 坂根 瞬 原 由美子
【調査補助員】 布施 英子
 眞子 悠乃
 宮田 和茂
4. 本書の執筆は木村(第1章、第2章第1節、第2章第2節1・2、第3章)、能勢(第2章第2節3)が行い、作成・編集は木村・能勢・坂根が行った。
5. 本調査に関わる資料の保管と活用及び本調査によって作成された資料などの管理は、島本町教育委員会がこれにあたる。

凡 例

1. 本書に用いた標高は、東京湾平均海水面

(T.P. [Tokyo Peil]) を基準とした数値である。方位は、国土座標第IV系における座標北である。

2. 土層断面図の土色は、小山正忠・竹原秀夫編『新版標準土色帖』第12版を使用した。
3. 遺構記号については、以下の通りである。
P : ピット SK : 土坑
SD : 溝
4. 本書で使用している北は、特に断りのない限りは「真北」を示す。

目 次

序文	
例言・凡例・目次	
挿図目次・付表・図版目次	
第1章 はじめに	
第1節 島本町の地理的概要	1
第2節 島本町の歴史的環境	2
第2章 調査の概要	
第1節 令和元年度調査の概要	
1. 広瀬地区(HS19-2 内街道)	4
(1) 調査経過	4
(2) 層位	5
(3) 検出遺構	7
(4) 出土遺物	7
(5) まとめ	7
2. 百山地区(HYT19-1)	8
(1) 調査経過	8
(2) 層位	9
(3) まとめ	9

第2節 令和2年度調査の概要	
1. 広瀬地区 (MR20-1 門ノ内)	12

(1) 調査経過 -----	12
(2) 層位 -----	13
(3) 検出遺構 -----	15
(4) 出土遺物 -----	15
(5) まとめ -----	15
2. 桜井地区 (SI20-1 垣内)	16

(1) 調査経過 -----	16
(2) 層位 -----	17
(3) 検出遺構 -----	19
(4) 出土遺物 -----	19
(5) まとめ -----	20
3. 桜井地区 (SIT20-1) -----	21
(1) 調査経過 -----	21
(2) 層位 -----	21
(3) 出土遺物 -----	22
(4) まとめ -----	22
第3章 令和2年度埋蔵文化財発掘調査概要	

挿図目次

第1図 島本町内遺跡分布図 (1/20,000)	
第2図 広瀬地区 (HS19-2 内街道) 調査地位置図 (1/2,500) -----	5
第3図 広瀬地区 (HS19-2 内街道) 調査区平面図・断面図 (1/50) -----	6
第4図 広瀬地区 (HS19-2 内街道) 遺構断面図 (1/20) -----	6

第5図 百山地区 (HYT19-1) 調査地位置図 (1/2,500) -----	8
第6図 百山地区 (HYT19-1) 調査区配置図 (1/400) -----	9
第7図 百山地区 (HYT19-1) 調査区平面図・断面図 (1) (1/40) -----	10
第8図 百山地区 (HYT19-1) 調査区平面図・断面図 (2) (1/40) -----	11
第9図 広瀬地区 (MR20-1 門ノ内) 調査地位置図 (1/2,500) -----	12
第10図 広瀬地区 (MR20-1 門ノ内) 調査区平面図・断面図 (1/40) -----	14
第11図 桜井地区 (SI20-1 垣内) 調査地位置図 (1/2,500) -----	16
第12図 桜井地区 (SI20-1 垣内) 調査区平面図 (1/80)・断面図 (1/40) -----	18
第13図 昭和42年 楠公焼窯跡焚口部写真 -----	20
第14図 桜井地区 (SIT20-1) 調査地位置図 (1/2,500) -----	21
第15図 桜井地区 (SIT20-1) 調査区平面図・断面図 (1/50) -----	22

付 表

付表1 本報告書掲載遺跡 -----	4
付表2 令和2年度 埋蔵文化財発掘の届出・通知の工事目的内訳 -----	23

付表3 令和2年度 土木工事計画届出書の
工事目的内訳 ----- 24

図版目次

図版一 広瀬地区 (H S 19-2 内街道)

調査地全景 (北から)
第1グリッド機械掘削状況 (北から)
第1グリッド第1遺構面検出状況 (西から)
第1グリッド第2遺構面P02半裁状況 (南から)
第1グリッド南壁
第2グリッド第1遺構面検出状況 (西から)
第3グリッド第1遺構面検出状況 (西から)
調査地全景 (埋戻し完了後、北から)

図版二 百山地区 (H Y T 19-1)

調査地全景 (北から)
第1グリッド機械掘削状況 (西から)
第1グリッド完掘状況 (北から)
第2グリッド完掘状況 (北から)
第3グリッド完掘状況 (北から)
第4グリッド完掘状況 (西から)
第5グリッド完掘状況 (北から)
第5グリッド埋戻し状況 (西から)

図版三 広瀬地区 (M R 20-1 門ノ内)

調査地全景 (西から)
西グリッド機械掘削状況 (西から)
西グリッド全景 (北から)
西グリッド南壁
西グリッド西壁

東グリッド全景 (北から)

東グリッド南壁

東グリッド東壁

図版四 桜井地区 (S I 20-1 垣内)

調査区全景 (東から)
東トレンチ機械掘削状況 (東から)
東トレンチ全景 (東から)
東トレンチ南壁
西トレンチ全景 (南から)
西トレンチ西壁
中央トレンチ窯跡検出状況 (南東から)
中央トレンチ窯跡検出状況 (北から)

図版五 桜井地区 (S I T 20-1)

調査区全景 (北東から)
調査区機械掘削状況 (東から)
サブトレンチ機械掘削状況 (南から)
サブトレンチ掘削状況 (西から)
東壁断面 (西から)
第1遺構面 (西から)
調査区埋戻し状況 (南東から)
調査区全景 (埋戻し完了後、南東から)

図版六 出土遺物

広瀬地区 (H S 19-2 内街道)
広瀬地区 (M R 20-1 門ノ内)
桜井地区 (S I 20-1 垣内) (1)
桜井地区 (S I 20-1 垣内) (2)
桜井地区 (S I 20-1 垣内) (3)
桜井地区 (S I T 20-1)



1. 山崎古墓 3. 鈴谷瓦窯跡 5. 水無瀬離宮跡 6. 桜井駅跡 (6) [史] 桜井駅跡 (補正成伝説地) 7. 伝待宵小侍従墓 8. 越谷遺跡 9. 源吾山遺跡
 10. 水無瀬荘跡 11. 御所池瓦窯跡 12. 桜井遺跡 13. 桜井御所跡 14. 広瀬遺跡 15. 広瀬南遺跡 18. 山崎西遺跡 19. 神内古墳群 20. 山崎東遺跡
 22. 御所ノ平遺跡 23. 青葉遺跡A地点 24. 広瀬溝田遺跡 25. 鈴谷遺跡 26. 西浦門前遺跡 27. 青葉遺跡B地点 28. 尾山遺跡 29. 五反田遺跡
 1001. 西国街道

第1図 島本町内遺跡分布図 (1/20,000)

第1章 はじめに

第1節 島本町の地理的概要

島本町は、大阪府の北東端部、京都府との境に位置し、その東側は北から京都府京都市、長岡京市、大山崎町、八幡市と、西側は大阪府高槻市と、南端は大阪府枚方市と隣接する。町域は、概ね南北約7km、東西約4kmの範囲に南北に細長く広がり、その面積は約16.81km²となる。

その地形は、町の北側が山地・丘陵地、その南側は平野部となるが、山地・丘陵地が町域の約7割を占めている。島本町史によると、山地部北側にはポンポン山山地が連なり、その東南側に一段低い天王山山地がある。これらの山地は主に丹波層群によって構成され、砂岩、頁岩、チャート等の岩石からなる。そして、天王山山地の南側には狭い範囲ながら山崎・桜井丘陵とよばれる丘陵地がみられ、主に大阪層群によって構成されている。

また、平野部は、9～13m程度の標高で広がり、主に河川堆積物によって構成され、淀川低地とよばれる。本町南東の山崎狭隘部においては、京都盆地から流れ込む桂川、宇治川、木津川の三川が合流し、淀川となって大阪平野を西流するが、本町には、淀川のほか、山地・丘陵地を源とする水無瀬川、善峰川、滝谷川、鈴谷川、越谷川、八幡川、西谷川等の河川があり、水無瀬川を除いては、山地・丘陵部から短く平野部に流れ出るといふ小規模なものが多い。淀川低地は、主に淀川からの供給物によって構成されるが、水無瀬川等の他の河川からの堆積物によっても構成され、小河川付近には扇状地地形が広がる。また、水無瀬川沿いには、河岸段丘地形がみられる箇所もある。

現在、本町域では、平野部から丘陵部にかけて宅地や工業用地として開発が進んでいるが、いまだ山地部には開発が及ばない範囲が広く、森林樹が良好に保たれており、「大沢のすぎ」、「尺代のやまもも」、「若山神社のツブラジイ林」が大阪府により天然記念物として指定されている。

島本町は、古代の国郡制においては摂津国島上郡に属するが、東は山城国に接し、その地勢から交通の要衝となっていた。南に流れる淀川は水運の重要な交通路であり、特に長岡京・平安京遷都以降はその重要性を増していった。平安時代、山崎には津が整備され、またさかのぼる奈良時代には架橋もされ⁽¹⁾、淀川を介した島本町付近の地域的重要性がわかる。また、水運ばかりでなく、淀川と丘陵部との間に挟まれた平野部上においては、京と西国とを結ぶ山陽道（西国街道）が通り、陸路においても重要な幹線路が貫いていた。現在も町域には、JR東海道線、東海道新幹線、阪急電鉄京都線、国道171号等、重要な交通幹線が通っており、大坂と京を結ぶ中間地点としても、古来より島本町の地勢的位置づけは重要性の高いものであった。

第2節 島本町の歴史的環境

島本町における人々の活動の痕跡をたどると、最も古くは旧石器時代にまでさかのぼる。段丘上に位置する山崎西遺跡では、国府型ナイフ形石器やサヌカイト剥片を数点採集しており、後期旧石器時代におけるキャンプサイトなどの存在を想定することができる。

縄文時代になると、段丘上に位置する越谷遺跡において縄文時代中期の土器片が多数出土している。また、平野部に広がる広瀬遺跡では縄文時代晩期の竪穴式建物跡を確認しており、集落が展開していた可能性が考えられる。

次に弥生時代では、桜井駅跡で弥生時代前期の遺物の出土しているが、弥生時代中期になると、青葉遺跡A地点・B地点において竪穴建物跡や溝を検出しており、桜井駅跡・広瀬溝田遺跡では耕作溝を確認している。これらは、いずれも平野部に位置する遺跡であり、この付近一帯においては、弥生時代中期に集落や耕作地が広がっていたものと考えられる。また、弥生時代後期になると、段丘上に位置する越谷遺跡や伝待宵小侍従墓において当該期の遺物の出土を確認している。

古墳時代においては、これまでのところ集落に関わる明確な遺構を検出していないが、広瀬遺跡や越谷遺跡などで古墳時代後期の遺物が出土している。越谷遺跡では、名神高速道路建設工事に伴い出土した遺物の中に、古墳の副葬品と考えられる須恵器杯・壺、刀等の遺物が存在した。また、源吾山遺跡と神内古墳群は平野部を南に望む丘陵上に位置し、一続きの古墳群であろうと推定されている。源吾山遺跡は、横穴式石室の一部と考えられる石材の散布と、名神高速道路建設工事に伴い出土した副葬品と考えられる須恵器から古墳の存在が想定でき、島本町と高槻市とをまたいで広がる神内古墳群においては、高槻市側で横穴式石室が確認されており、ほかに墳丘のような形状の地形が存在している。

飛鳥～奈良時代になると、丘陵部で鈴谷瓦窯が操業した。これまでに2基の瓦窯跡が中学校教諭による発掘調査において確認されており、出土瓦の特徴から7世紀末から8世紀初頭にかけてのものと考えられている。また、鈴谷瓦窯跡の南西側にある御所ノ平遺跡では竪穴式建物跡を確認しており、建物跡内から鈴谷瓦窯跡と同様の瓦や粘土塊が出土していることから、瓦製作の工房跡の可能性もある。この他、奈良時代中期には、水無瀬川右岸において東大寺領水無瀬荘が存在していたことが、正倉院に伝わる「摂津職嶋上郡水無瀬荘図」によって知ることができ、その付近一帯が水無瀬荘跡として埋蔵文化財包蔵地となっている。

ところで、前節で島本町は水運・陸路とも交通の要衝であったと述べたが、続日本紀和銅四年正月丁未条には、平城京と西国とを結ぶ幹線道路上に駅伝制の駅が置かれたとあり、島本には大原駅が設置されたということが定説となっていた。大原駅は平安時代前期のうちには廃止になったようであるが、長岡京・平安京遷都を経て平安時代になると、京と西国とを結ぶ交通

の要衝としての島本の地の重要性は増していった。広瀬遺跡においては、西国街道沿いでの発掘調査で小石敷きの路面をもつ中世の道路状遺構を検出している。そこには平安時代の遺物も含まれ、その整備が古代にまで遡る可能性がある。また、淀川河川敷にある広瀬南遺跡では、河道中より須恵器の大甕が見つかっており、これは淀川の水運により運ばれてきたものの可能性がある。

さて、このような地勢にある島本町においては、平安時代から鎌倉時代にかけて、天皇や貴族が度々遊行に水無瀬の地へ訪れるようになった。桓武天皇や嵯峨天皇は遊獵に訪れ、文徳天皇の子である惟喬親王はこの地に御殿を築いている。広瀬遺跡においては平安時代前期の建物群が検出しているが、これは惟喬親王の水無瀬離宮関連施設の可能性がある。また、鎌倉時代には、後鳥羽上皇が正治元（1199）年に水無瀬離宮の造営を行った。この水無瀬離宮は建保4（1216）年の洪水で倒壊したが、翌年には丘陵上に再建されている。広瀬遺跡では、後鳥羽上皇の水無瀬離宮に関連するものと考えられる建物跡や所用瓦を検出しており、また、丘陵上にある西浦門前遺跡では、庭園施設と考えられる遺構を検出している。

その後、建武新政から室町時代へと時代が動くとき、楠木正成・正行父子が別れた場所として太平記に記述のある桜井宿が、現在桜井駅跡として国史跡に指定されている。父子別れの場面は太平記という軍記物語の一場面であり、事実であるかどうかは不明であるが、発掘調査でこれに関する資料は得られていない。また、桜井駅の前身として、近辺に大原駅があったと考えられているが、これまでのところ、これら駅に関連する資料についても確認していない。ただし、桜井駅跡における発掘調査では、前述の弥生時代の遺構・遺物のほか、鎌倉時代、室町時代、江戸時代の遺構・遺物を検出しており、特に、室町時代から江戸時代にかけての井戸を複数まとめて確認している。

近世以降になると、発掘調査で得られた資料では、山崎東遺跡において地下貯蔵庫の痕跡と考えられる石組み遺構を検出している。

【第1章 註】

(1) 津及び架橋地点は、大山崎町内に比定されている。

【第1章 参考文献】

島本町町史編さん委員会 『島本町史』本文篇 島本町役場 昭和50年

島本町教育委員会 『島本町文化財調査報告書』第1集～第35集 島本町教育委員会 平成3年～平成31年

名神高速道路内遺跡調査会 『水無瀬荘跡遺跡発掘調査報告書』 名神高速道路内遺跡調査会 平成8年

名神高速道路内遺跡調査会 『越谷遺跡他発掘調査報告書』 名神高速道路内遺跡調査会 平成9年

第2章 調査の概要

第1節 令和元年度調査の概要

本調査事業は、平成13年度から国庫補助事業として島本町内で周知される埋蔵文化財包蔵地範囲内及び包蔵地範囲外で遺構や遺物の有無などを確認するために行っているものである。

本書で報告を行うのは広瀬地区2件、百山地区1件、桜井地区2件である。

地区名	遺跡名(次数)	遺跡所在地	調査期間
広瀬地区	広瀬遺跡 (H S 19-2 内街道)	広瀬四丁目594番1、595番1	令和2年2月3日 ～2月5日
百山地区	埋蔵文化財包蔵地外 (H Y T 19-1)	百山923番1 外	令和2年2月12日 ～2月13日
広瀬地区	水無瀬離宮跡 (M R 20-1 門ノ内)	広瀬三丁目417番4、417番5	令和2年4月27日 ～4月28日
桜井地区	桜井遺跡 (S I 20-1 垣内)	桜井二丁目630番1、630番2、 631番1	令和2年7月17日 ～7月22日
桜井地区	埋蔵文化財包蔵地外 (S I T 20-1)	桜井三丁目37番	令和2年9月23日 ～9月24日

付表1 本報告書掲載遺跡

1. 広瀬地区 (H S 19-2 内街道)

調査期間：令和2年2月3日(月)から令和2年2月5日(水)

調査地：大阪府三島郡島本町広瀬四丁目594番1、595番1

調査面積：27.0㎡

(1) 調査経過(第2図)

当調査は、周知の埋蔵文化財包蔵地である広瀬遺跡内で計画された宅地造成工事に伴うものである。

当該地周辺では、約70m北に位置する令和元年度に実施した発掘調査において平安時代の遺構・遺物の存在を確認しており⁽¹⁾、約150m東に位置する平成24年度に実施した発掘調査において縄文時代晩期の竪穴建物跡や石器工房跡と考えられる遺構などを確認している⁽²⁾。また、近隣で実施した土木工事等に伴う立会調査でも、中世の遺物を確認していることから、これらに関する遺構・遺物がこの地にまで広がる可能性があった。

宅地造成工事の範囲内に道路敷設が計画されており、「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」の「恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人と

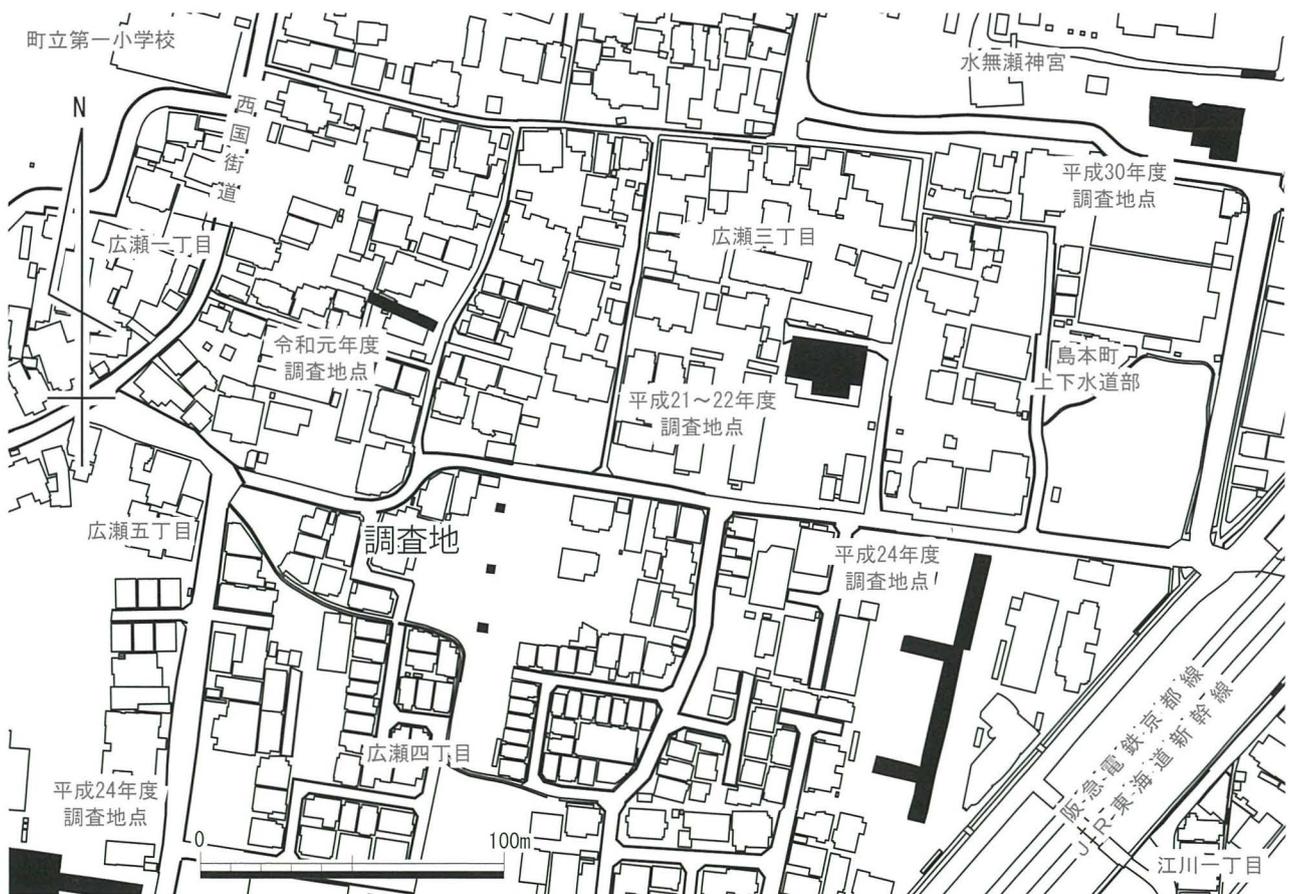
の関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合」にあたることから、道路敷設予定地を対象として、遺構・遺物の広がりを確認するため、確認調査を実施した。

道路敷設予定地の、北端付近（第1グリッド）・中央付近（第2グリッド）・南端付近（第3グリッド）の3か所に、それぞれ約3m×3mの調査区を設定し、確認調査を実施した。

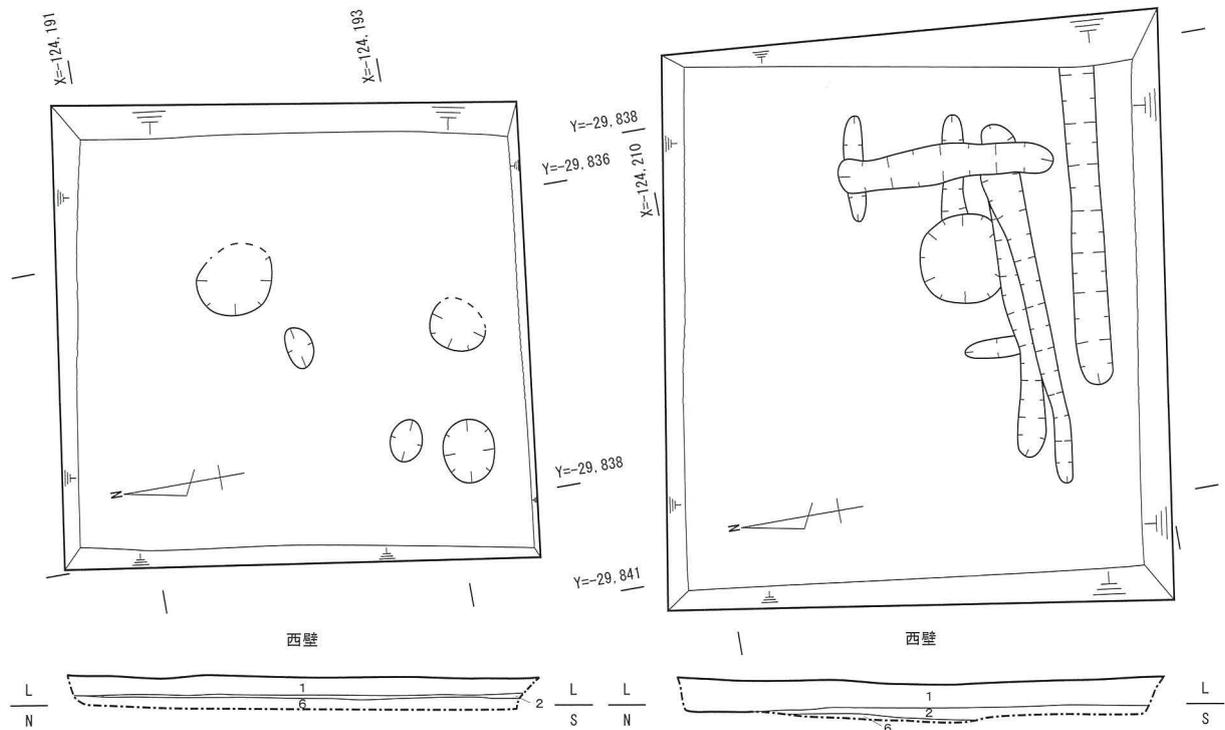
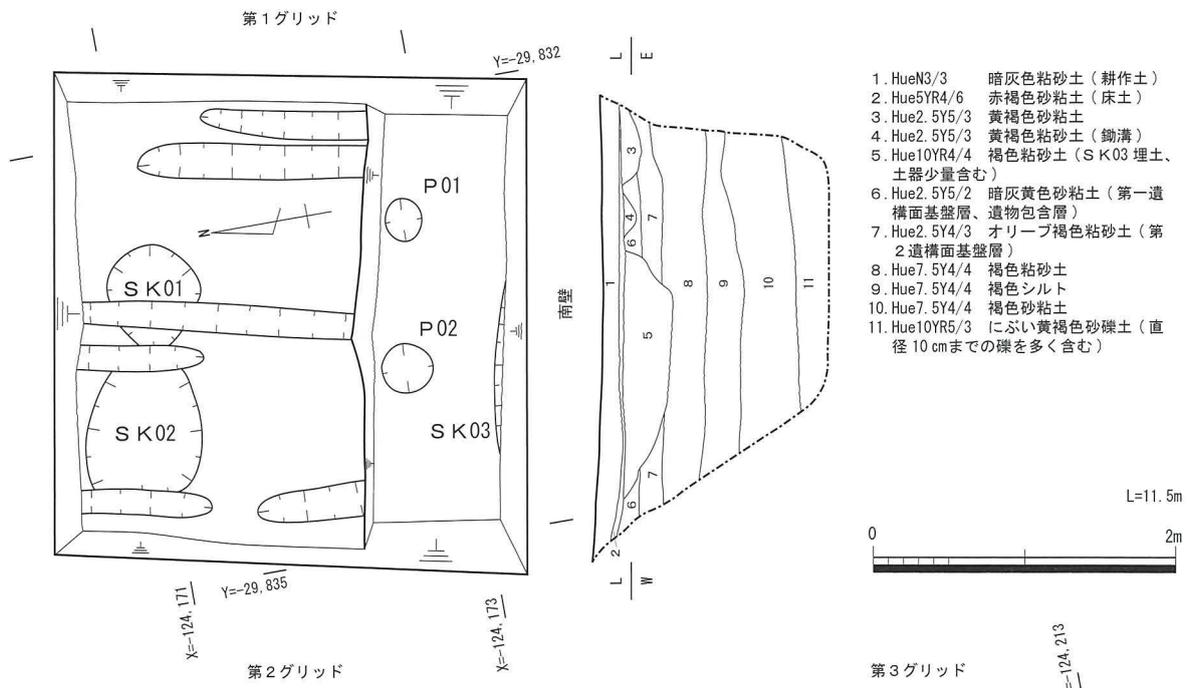
（2）層位（第3図）

表土である現耕作土及びその床土を重機により除去し、遺構検出を行ったところ、全てのグリッドにおいて、床土の下に中世の遺物を多く含む包含層（第6層）が広がることを確認した。また、その上面において遺構の存在も確認できたため、道路建設予定地全体の発掘調査を実施することとし、今回の確認調査においては、第2・3グリッドは検出遺構の平面形状の記録のみに留めることとした。第1グリッドは南側を掘り下げ、土層の堆積状況と下層に遺構面・遺物包含層が存在するかの確認を行った。

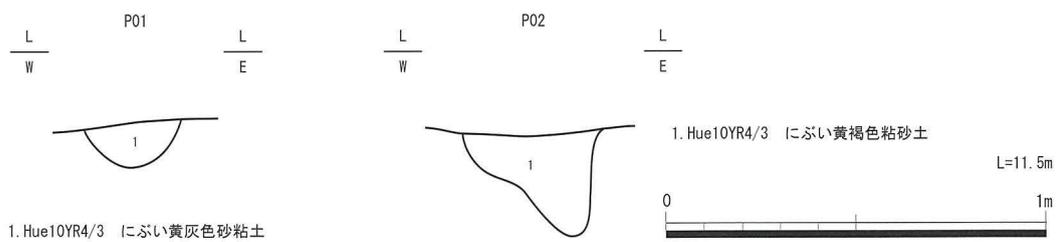
基本層序は、地表面から順に、現耕作土である暗灰色粘砂土（第1層）が10～20cm、現耕作土の床土である赤褐色砂粘土（第2層）が2～8cm、中世の遺物包含層である暗灰黄色砂粘土（第6層）が約12cm、オリーブ褐色粘砂土（第7層）が12～15cm、褐色粘砂土（第8層）が28～36cm、褐色シルト（第9層）が10～25cm、褐色砂粘土（第10層）が33～43cm、流路状堆積と



第2図 広瀬地区（HS19-2 内街道）調査地位置図（1/2,500）



第3図 広瀬地区 (HS19-2 内街道) 調査区平面図・断面図 (1/50)



第4図 広瀬地区 (HS19-2 内街道) 遺構断面図 (1/20)

考えられる直径10cmまでの礫を多く含むにぶい黄褐色砂礫土（第11層）が19cm以上の厚さで堆積していることを確認した。

第7層上面においても遺構が確認できたため、第6層上面を第1遺構面、第7層上面を第2遺構面として取り扱うこととした。出土遺物は小片であり、詳細な年代判定はできないが、第1遺構面・第2遺構面ともに中世に属するものと考えられる。第8～11層は無遺物層である。

（3）検出遺構（第3・4図）

第1グリッドの第1遺構面では、近世以降のものと考えられる鋤溝とそれに切られる土坑3基（SK01～03）を確認した。この土坑3基は掘削を行っていないため、その所属年代は不明であるが、SK02内に礫が多く混入していることから、近世以降の耕作時に除けた礫を集めて埋めたものである可能性がある。第2遺構面においても、2基のピット（P01・02）を確認した。このP01・02については、半裁の上、断面図作成（第4図）及び遺物取上げを行ったが、出土遺物は土師器の小片のみであり、これらの遺構の年代を特定することはできなかった。

第2グリッドの東側は流路の影響を受けており、遺構の判別が困難であったが、中央から西側において5基のピットを確認した。埋土掘削及び遺物の取上げは行っていないが、表面から確認できたピット内の遺物はいずれも中世に属するものであり、これらのピットも中世に属するものである可能性が高い。

第3グリッドからは、鋤溝とそれに切られるピット1基を確認した。このピットも第2グリッド同様、ピット内から中世以降の遺物は確認できなかったため、中世に属する可能性が高い。

（4）出土遺物（図版6）

第6層中には中世の土師器・瓦器等が多く含まれ、第3グリッドでは灯明皿（2）や瓦質鍋（6）等も出土しているが、その他の遺物は小片であり、器種や詳細な年代を特定できるものはなかった。P01・02埋土内から出土した土師器も小片であり、年代判定はできなかった。

（5）まとめ

今回の確認調査では、中世の遺構面を2面と遺物包含層1層を確認した。詳細な報告は、その後実施した発掘調査の報告書で行うこととなるが、広瀬遺跡内では水無瀬離宮に関連する遺構も見つかっており、中世の人々の営みを知ることは、水無瀬離宮の実態を知る一助となるものと考えられる。確認調査で検出した遺構だけでは、それらの性格にまで言及することは難しいが、調査地全域に遺物包含層が広がっており、その中に含まれている遺物量も豊富であることから、当該地周辺で中世の人々の生活が盛んに営まれたことが想像できる。

【註】

- （1）未報告。令和元年5月15日～令和元年6月6日に広瀬遺跡内で実施した。
- （2）木村 友紀 『島本町文化財調査報告書』第28集 島本町教育委員会 平成27年

2. 百山地区 (HYT19-1)

調査期間：令和2年2月12日（水）から令和2年2月13日（木）

調査地：大阪府三島郡島本町百山923番1 外

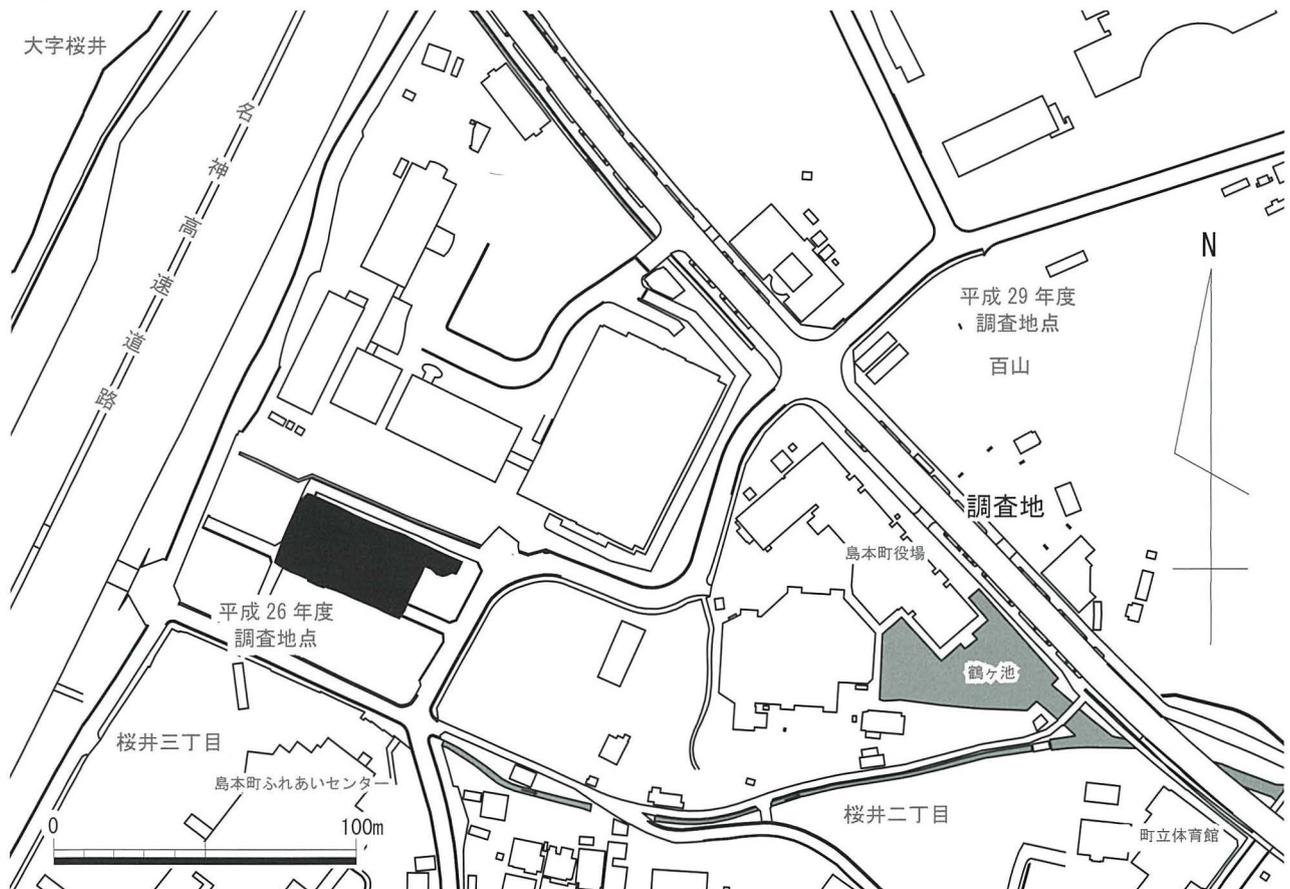
調査面積：10.0㎡

(1) 調査経過 (第5・6図)

当調査は、埋蔵文化財包蔵地外で計画された保育所建設工事に伴うものである。

従来、後鳥羽上皇が造営した水無瀬離宮は、建保4年の大風により転倒流出した後、百山の麓に築かれたと考えられてきた。しかしながら、平成26年度に本調査地の約180m西の山の尾根と尾根の間の谷地形において実施した発掘調査により、再建後の水無瀬離宮に関連する庭園施設などを検出した⁽¹⁾。このことにより、再建後の水無瀬離宮は百山の麓に全ての施設を集中させるものではなく、複数の山中の狭い平坦部に水無瀬離宮の施設を点在させる構造をもつ可能性が出てきた。

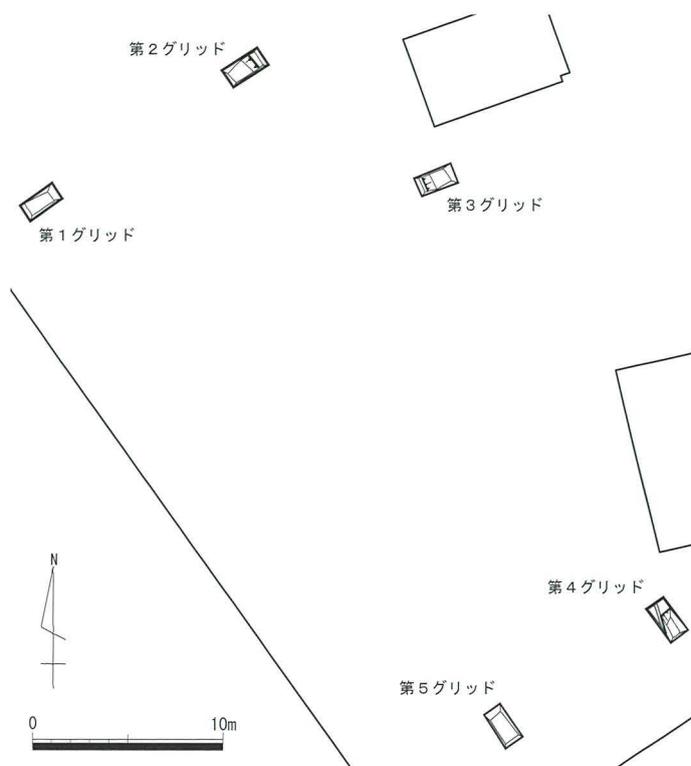
当調査地は、東側がマンションに隣接しているが、そのマンション及びさらに東に広がる個人住宅は五反田池を昭和35年頃に埋立てたものである。また、南側には鶴ヶ池が現在も存在する。その位置関係や現在の水路の位置から、約180m南西で見つかった庭園施設の池から鶴ヶ



第5図 百山地区 (HYT19-1) 調査地位置図 (1/2,500)

池へ流れ、鶴ヶ池から五反田池に流れ込む水の流れが想定でき、このように連続する池の周辺に存在する平坦部に、水無瀬離宮の庭園施設が配置された可能性があったため、試掘調査を実施したものである。

保育所建設予定地の北西隅（第1グリッド）、北隅（第2グリッド）、北東隅（第3グリッド）、南東隅（第4グリッド）、南西隅（第5グリッド）の5か所に、それぞれ約1m×2mの調査区を設定し、試掘調査を実施した。



第6図 百山地区（HYT19-1）調査区配置図（1/400）

（2）層位（第7・8図）

第1グリッド アスファルト撤去後、掘削を進めていったが、地表面から約80cmの深さで埋設管が縦横に走っていることを確認し、それ以下は掘り進めることができなかった。地表面から約80cmまでは明緑灰色砂質土の盛土であり、その土層内に現代の金属片や木材等が混入していることを確認した。

第2グリッド～第5グリッド 第1グリッドは、現代の金属片や木材等が混入する明緑灰色の盛土であったが、第2グリッド～第5グリッドは全て、何も含まない黄褐色砂質土が厚く堆積していることを確認した。

第2グリッドは、地表面から約270cmの深さまで掘削を行い、土層の堆積状況の確認を行った。第2グリッド西側は黄褐色砂質土の盛土が続くが、東側は地表面から深さ約200cm以下に湿地帯状の堆積である緑灰色砂質土が残存していることを確認した。

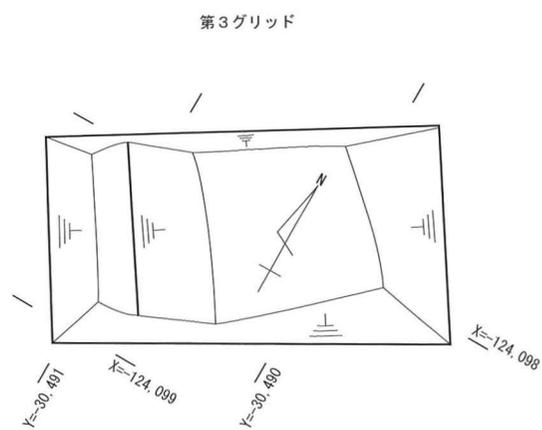
第4グリッド南壁から西壁にかけて、かつての擁壁が入っており、その擁壁の下部が北東に向かって広がっていくため、地表面から約110cmの深さまでしか掘削を行うことができなかった。アスファルトの下から深さ約110cmまでは、黄褐色砂質土が続くことを確認した。

（3）まとめ

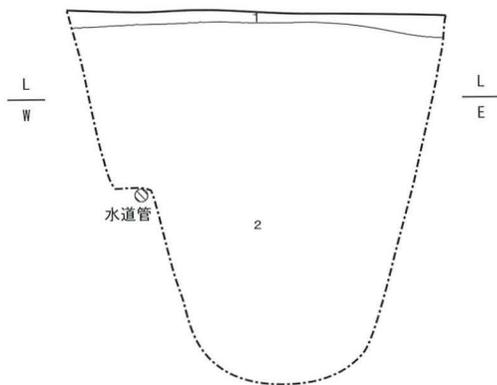
当該地は、全体的に非常に厚く盛土がなされており、遺構・遺物の存在は確認できなかった。

当該地の北側の隣接地において、平成29年度に試掘調査を実施したが、その場所は約3m高い段になっており、その地点においても同様の盛土が3m以上続くことを確認した⁽²⁾。五反

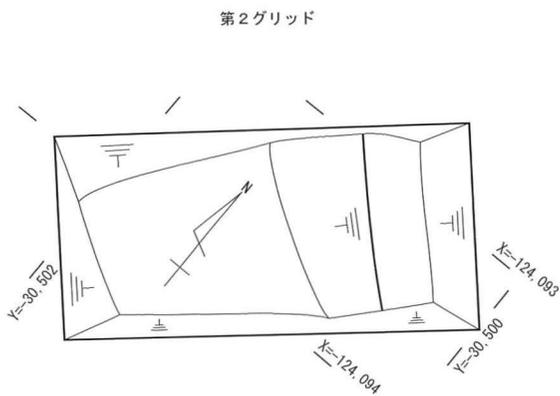
第7図 百山地区 (HYT19-1) 調査区平面図・断面図 (1) (1/40)



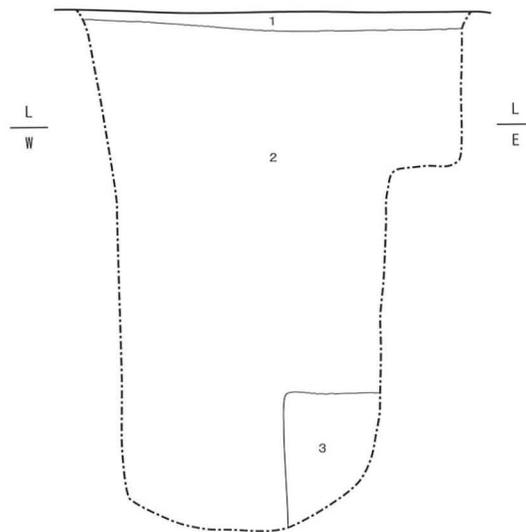
南壁



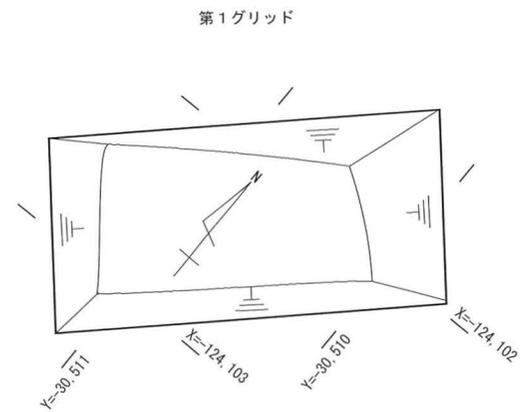
1. アスファルト
2. Hue2.5Y5/4 にぶい黄褐色砂質土 (盛土)



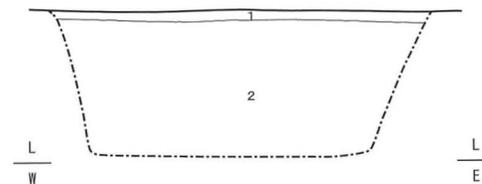
南壁



1. アスファルト
2. Hue2.5Y5/4 黄褐色砂質土 (盛土)
3. Hue10G5/1 緑灰色砂質土 (湿地帯状堆積)



南壁



1. アスファルト
2. Hue7.5GY6/1 明緑灰色砂質土 (盛土)



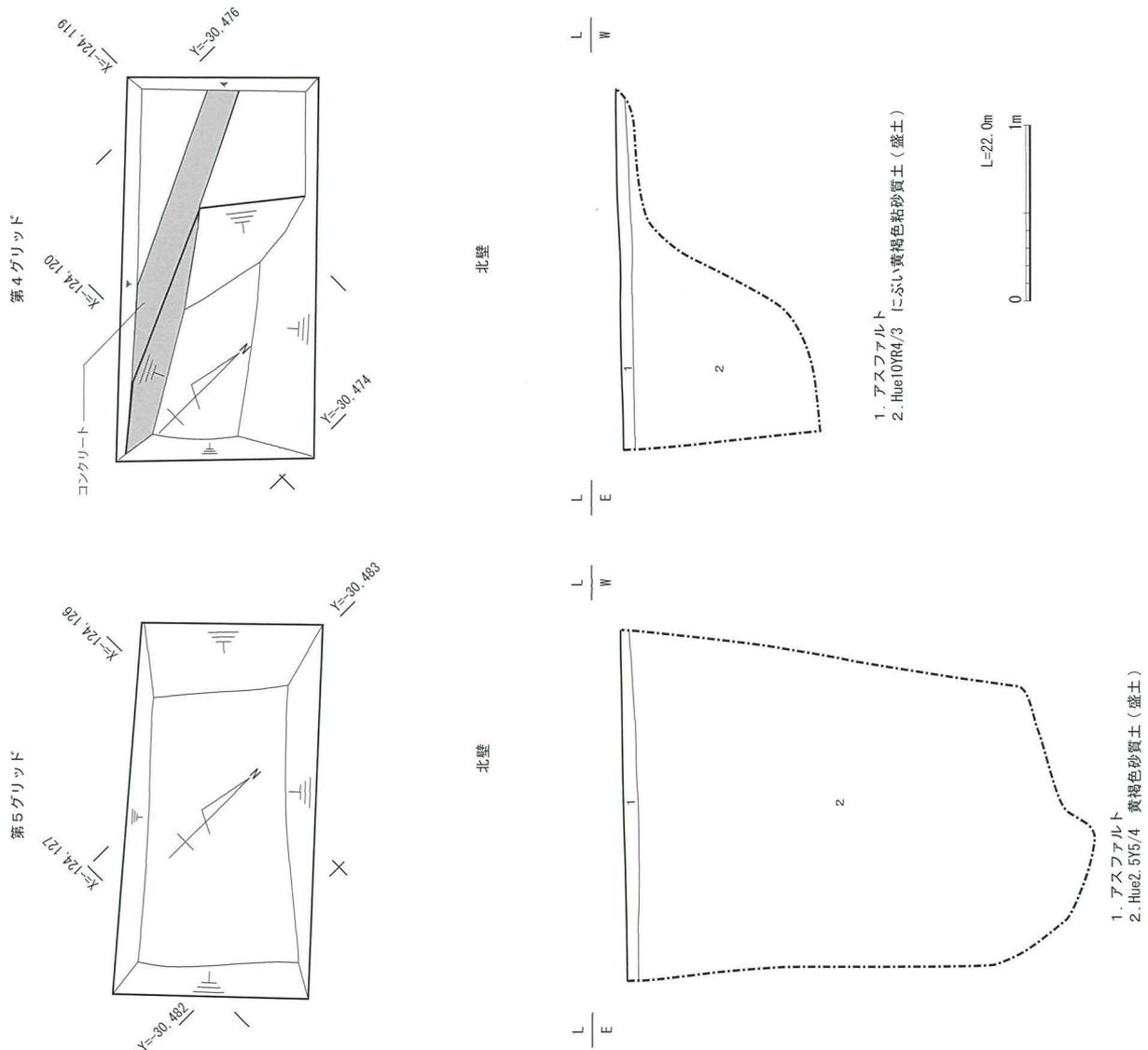
田池の埋立て及び周辺の整備の際には、大規模な造成工事が行われたようである。

第2グリッドの東側で確認した湿地帯状堆積は、五反田池が存在した時に堆積したものである可能性があるが、その土層内に遺物等は存在しなかったため、年代の特定にはいたっていない。

当該地の南東隅に位置する第4グリッドでは、かつての擁壁を確認した。第4グリッドから東に約10m先で、マンションの敷地に向かって大きく下がるが、以前はもう少し狭かったものをマンション側に広げたという変遷が確認できた。

【註】

- (1) 未報告。平成26年6月16日～平成26年8月31日に西浦門前遺跡内で実施した。
- (2) 木村 友紀 「2. 百山地区 (HYT17-1)」『島本町文化財調査報告書』第34集 島本町教育委員会 平成31年



第8図 百山地区 (HYT19-1) 調査区平面図・断面図 (2) (1/40)

第2節 令和2年度調査の概要

1. 広瀬地区 (MR20-1 門ノ内)

調査期間：令和2年4月27日（月）から令和2年4月28日（火）

調査地：大阪府三島郡島本町広瀬三丁目417番4、417番5

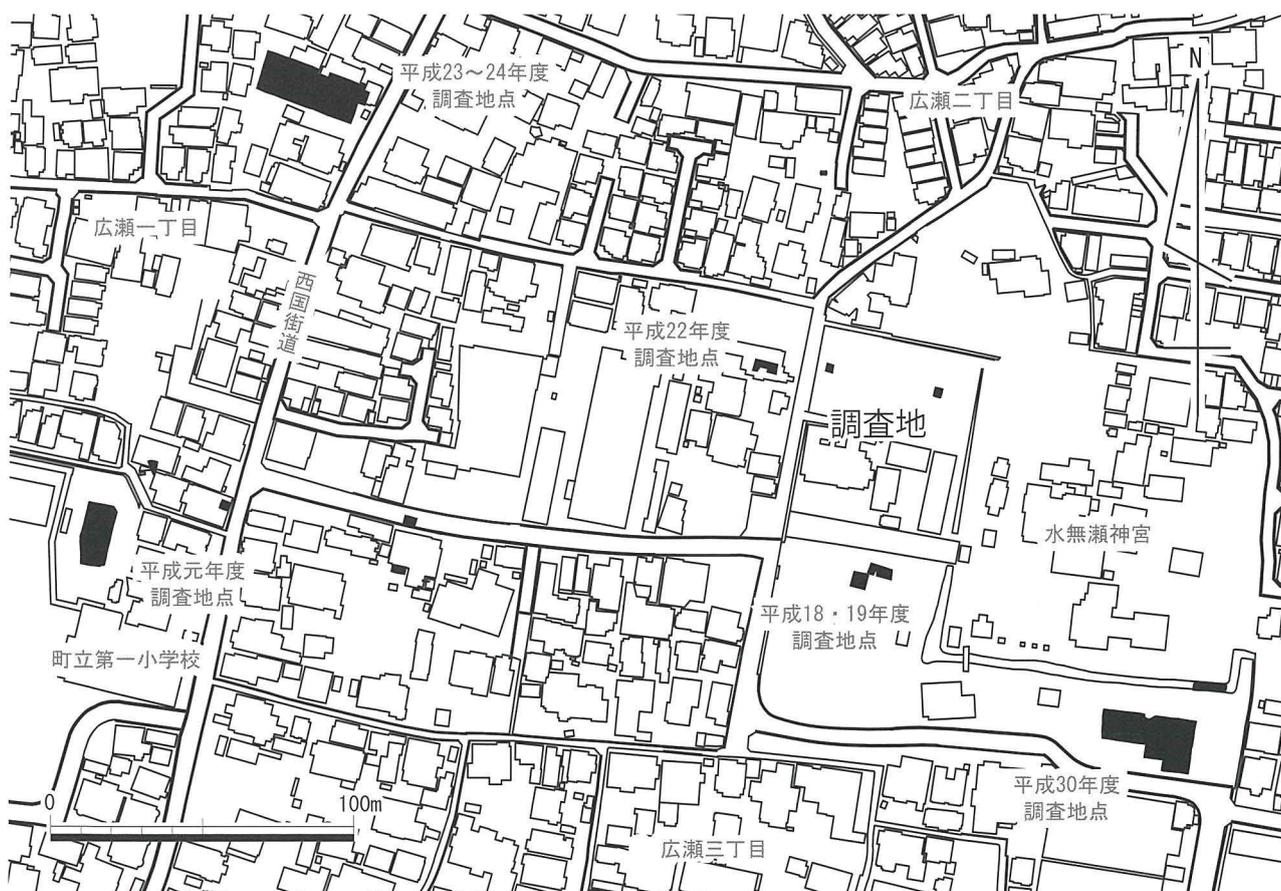
調査面積：18.0㎡

(1) 調査経過 (第9図)

当調査は、周知の埋蔵文化財包蔵地である水無瀬離宮跡内で計画された宅地造成工事に伴うものである。

水無瀬離宮跡周辺は、中央に水無瀬神宮を配し、その周辺は古くから個人住宅が密集しているため、大規模な発掘調査を実施した例は少ない。約20m西に位置する平成22年に実施した確認調査において中世の遺構・遺物⁽¹⁾、約50m南に位置する平成18・19年度に実施した確認調査において室町時代の井戸跡⁽²⁾、約100m南東に位置する平成30年度に実施した発掘調査において鎌倉時代の溝跡⁽³⁾を確認していることから、これらに関する遺構・遺物がこの地にまで広がる可能性があった。

また、当該地の東側は、水無瀬神宮と隣接している。水無瀬神宮は、正治元年に後鳥羽上皇



第9図 広瀬地区 (MR20-1 門ノ内) 調査地位置図 (1/2,500)

により水無瀬離宮が造営され、その跡地に建てられた御影堂が水無瀬神宮の前身建物と伝えられている。建保4年の洪水により山側に建て替えられるまでの水無瀬離宮の中心地であり、水無瀬離宮に関係する施設が存在する可能性があった。

宅地造成工事の範囲内に道路敷設が計画されており、「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」の「恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合」にあたることから、道路敷設予定地を対象として遺構・遺物の広がりを確認するため、確認調査を実施した。

道路敷設予定地の西端付近・東端付近の2か所に、それぞれ約3m×3mの調査区を設定し、確認調査を実施した。西端付近の調査区を西グリッド、東端付近の調査区を東グリッドと呼称することとする。

(2) 層位 (第10図)

西グリッド 敷地内西側と東側は中間付近に石垣が設けられており、西側の方が一段高く、約60cmの高低差がある。

基本層序は、地表面から順に、現表土であるにぶい黄褐色砂質土(第1層)が12~19cm、盛土と考えられる黄褐色砂質土の真砂土(第2層)が12~20cm、旧耕作土である暗灰黄色粘質土(第3層)が4~22cm、流路状堆積であるオリーブ褐色砂礫土(第5層)が10~36cm、暗灰黄色砂粘土(第7層)が13~23cm、オリーブ褐色粘砂土(第8層)が22cm以上の厚さで堆積していることを確認した。

第7層上面にピット等の存在を確認したため、第1遺構面として取り扱うこととした。

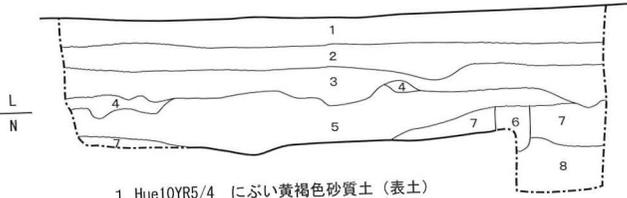
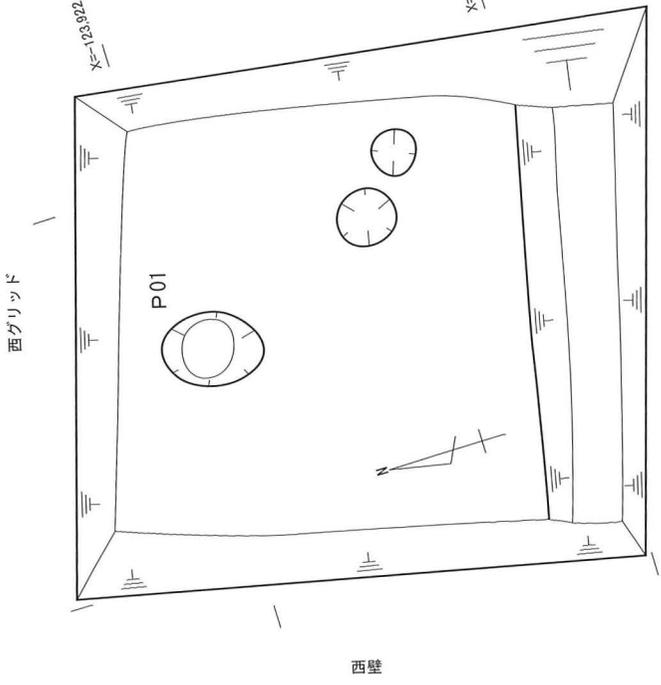
西グリッドは、地表面から約140cmの深さまで掘削を行ったが、第7層より下で遺構・遺物の存在を確認することはできなかった。

東グリッド 地表面から順に、現表土であるにぶい黄褐色砂質土(第1層)が12~14cm、旧耕作土である暗灰黄色粘質土(第2層)が8~12cm、中近世の遺物を多く含む褐色砂粘土(第3層)が13~20cm、直径5cmまでの礫を多く含む暗灰黄色粘砂土(第4層)が12cm以上の厚さで堆積していることを確認した。

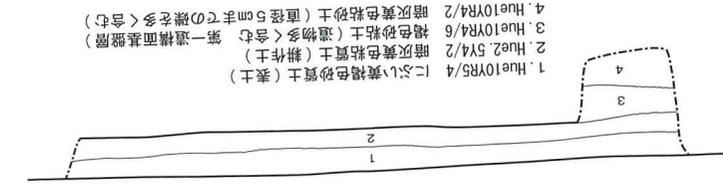
第3層上面にピットや土坑等の存在を確認したため、遺構面として取り扱うこととした。基盤となる土層の色調や質感や異なるものの、遺構内に含まれる土器の年代に差異が見られないことから、西グリッドの第7層と東グリッドの第3層の両層により第1遺構面の基盤層を構成しているものと思われる。

東グリッドの第2層や第5層に対応するような土層は、西グリッドで確認することができなかった。

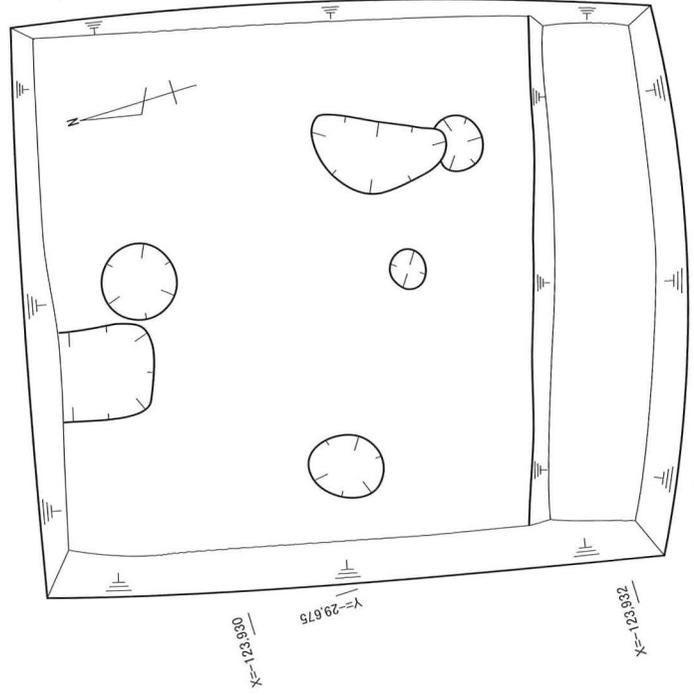
1. Hue2. 5Y4/2 暗灰黄色粘砂土



1. Hue10YR5/4 にぶい黄褐色砂質土 (表土)
2. Hue2. 5Y5/4 黄褐色砂質土 (盛土)
3. Hue2. 5Y4/2 暗灰黄色粘質土 (耕作土)
4. Hue10YR4/4 褐色粘砂土
5. Hue2. 5Y4/3 オリーブ褐色砂礫土 (流路堆積)
6. Hue2. 5Y4/3 オリーブ褐色粘砂土 (ピット)
7. Hue2. 5Y4/2 暗灰黄色粘土 (第一遺構面基盤層)
8. Hue2. 5Y4/3 オリーブ褐色粘砂土



1. Hue10YR5/4 にぶい黄褐色砂質土 (表土)
2. Hue2. 5Y4/2 暗灰黄色粘質土 (耕作土)
3. Hue10YR4/6 褐色粘砂土 (遺物多く含む、第一遺構面基盤層)
4. Hue10YR4/2 暗灰黄色粘砂土 (直径5cmまでの礫を多く含む)



第10図 広瀬地区 (MR20-1 門ノ内) 調査区平面図・断面図 (1/40)

(3) 検出遺構 (第10図)

西グリッドではピット3基、東グリッドではピット4基、土坑1基、不明遺構1基を確認し、西グリッドのP01のみ遺構であるかどうかの検証のために掘削を行った。P01からは土師器の体部片1点が出土したのみであり、その所属年代を明らかにすることはできなかったが、遺構が調査地内に確実に存在することが確認できた。そのため、道路予定地全体の発掘調査に移行することとし、P01以外の検出遺構については当調査では掘削は行わず、発掘調査の際に調査することとした。

(4) 出土遺物 (図版6)

当調査では遺構掘削はP01のみしか行っていないため、基本的には西グリッドの第7層及び東グリッドの第3層から出土したものである。

西グリッドからは、土師器・瓦器等の中世の遺物が出土している。

東グリッドは、西グリッドに比べて遺物の出土量が多く、地形的に低い東側に遺物が流れ込んできたものと思われる。東グリッドでは、土師器・瓦器・国産陶器等の中近世の遺物が出土している。

両グリッド共に出土遺物全て小片であるため詳細な年代は不明である。

(5) まとめ

当調査地は、水無瀬神宮と隣接している土地での初めての大規模開発であるため、水無瀬離宮に関連する施設の発見が期待されたが、今回の確認調査では水無瀬離宮と関連するような遺構は確認できなかった。

出土遺物は全て小片であり、詳細な年代は不明であるが、遺物は中世後半～近世前半のものが主体をなしており、調査地周辺の本格的な土地利用はその頃であることがうかがえる。しかしながら、当調査地が鎌倉時代初頭に営まれた水無瀬離宮の範囲外と即断するのではなく、水無瀬離宮内に存在する空閑地の可能性も想定しておきたい。

当調査により遺構・遺物の存在を確認したため、宅地造成工事の道路敷設予定地全体の発掘調査に移行することとなった。詳細な報告は、当調査の後に実施した発掘調査の報告書内で行うこととする。

【註】

- (1) 久保 直子 「広瀬三丁目 (水無瀬離宮跡遺跡)」『島本町文化財調査報告書』第17集 島本町教育委員会 平成23年
- (2) 中津 梓 「- 2 平成18・19年度広瀬地区遺跡範囲確認調査」『島本町文化財調査報告書』第11集 島本町教育委員会 平成20年
- (3) 未報告。平成30年11月21日～平成30年12月28日に水無瀬離宮跡内で実施した。

2. 桜井地区 (S I 20-1 垣内)

調査期間：令和2年7月17日（金）から令和2年7月22日（水）

調査地：大阪府三島郡島本町桜井二丁目630番1、630番2、631番1

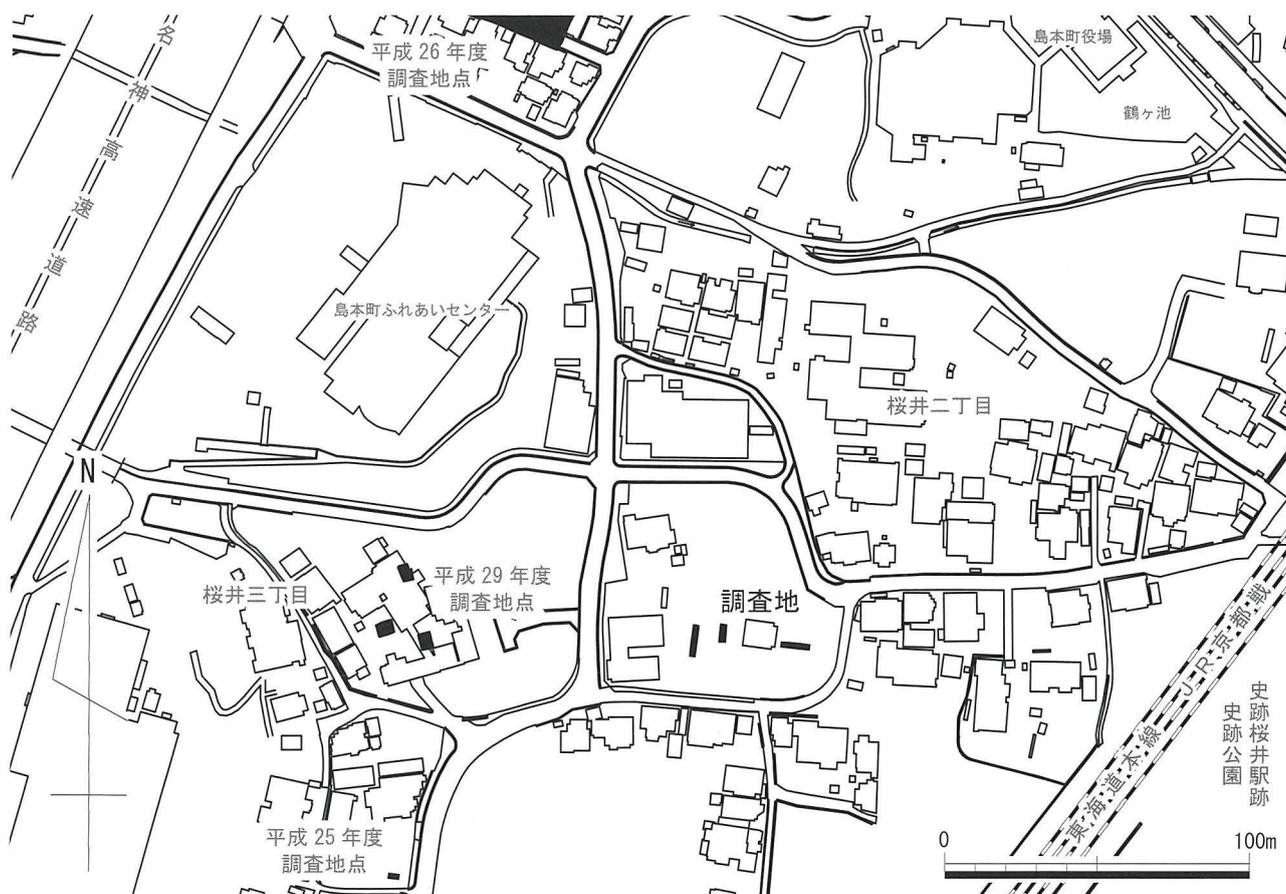
調査面積：59.5㎡

(1) 調査経過 (第11図)

当調査は、周知の埋蔵文化財包蔵地である桜井遺跡内で計画されたその他建物建設工事に伴うものである。

当該地周辺では、約150m南東に位置する平成17年度に実施した桜井駅跡の発掘調査において中・近世の遺構・遺物を検出⁽¹⁾、約130m南西に位置する平成25年度に実施した桜井地区の試掘調査において中世の溝跡を検出⁽²⁾、約180m北に位置する平成26年度に実施した西浦門前遺跡の発掘調査において水無瀬離宮に関わる庭園施設などを検出している⁽³⁾。

また、約130m西には、臨濟宗大徳寺派補陀山宝城庵が存在する。宝城庵は、元亀2年（1571年）に建てられた庵室を起源とするが、天文年間（1532～1554）以前は、応塔寺の寮舎であった。現在の宝城庵の薬師堂に平安時代後期の薬師如来立像が安置されていることから、この付近の寺域としての開発は、平安時代までさかのぼる可能性が高い⁽⁴⁾。



第11図 桜井地区 (S I 20-1 垣内) 調査地位置図 (1/2,500)

近世以降のものであるが、当該地周辺に清水寛造氏が天明2年(1782)に開窯した楠公焼(桜井焼・桜井里焼)の窯跡が存在したと言われている。大正6年(1917)に廃窯して以降、その正確な位置が不明となっていたが、当該地に「楠公焼」碑が立っており、有力な候補地と考えられてきた所である⁽⁵⁾。

それらの遺構が存在した場合、その他建物建設工事の基礎掘削等により、「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」の「工事等により埋蔵文化財が損壊される場合」に該当する恐れがあったため、工事着手前に確認調査を実施し、遺構・遺物の広がりを確認することとしたものである。

建設予定建物は、東西に長く、西端で北側に折れるL字状の建物であったため、当初は建物建設予定地の北東隅付近に南北幅約2m×東西幅約10m、中央北側付近に南北幅約2m×東西幅10m、西端付近に南北幅約10m×東西幅約2mを設定した。しかし、中央トレンチは、調査中に窯を検出したため、トレンチ形状を変更して、窯の形状・規模を確認した。北東隅付近の調査区を東トレンチ、中央北側付近の調査区を中央トレンチ、西端付近の調査区を西トレンチと呼称することとする。

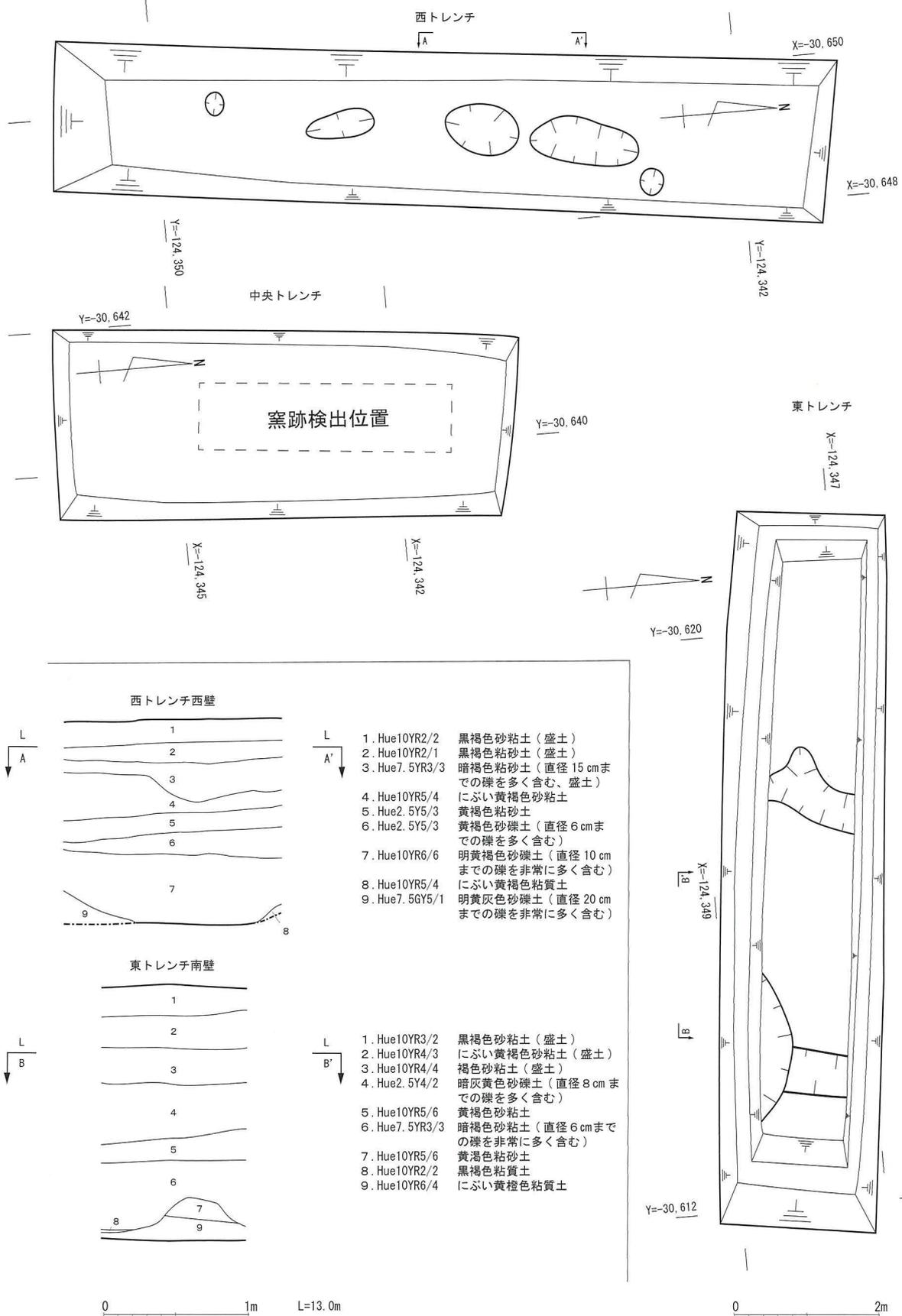
(2) 層位 (第12図)

東トレンチ 地表面から深さ約180cmまで掘削を行い、層序と遺構・遺物の有無の確認を行った。基本層序は、地表面から順に、盛土である黒褐色砂粘土(第1層)が16~20cm、盛土であるにぶい黄褐色砂粘土(第2層)が21~27cm、盛土である褐色砂粘土(第3層)が24~27cm、直径8cmまでの礫を多く含む暗灰黄色砂礫土が32~42cm(第4層)、黄褐色砂粘土が13~22cm(第5層)、直径6cmまでの礫を非常に多く含む暗褐色砂粘土(第6層)が26~48cm、にぶい黄橙色粘質土(第9層)が4~17cmの厚さで堆積していることを確認した。

第9層が比較的安定していたため、第9層上面で掘り広げたところ、溝跡や土坑等の遺構を確認した。しかしながら、それらの遺構の埋土から遺物は出土せず、これらの遺構が人為的なものであるかどうか確認することができなかった。

中央トレンチ 地表面から深さ約170cmまで掘削を行い、層序と遺構・遺物の有無の確認を行った。基本層序としては東トレンチと同様であるが、近代の攪乱を大きく受けていることを確認した。

西トレンチ 地表面から深さ約140cmまで掘削を行い、層序と遺構・遺物の有無の確認を行った。基本層序は、地表面から順に、盛土である黒褐色砂粘土(第1層)が14~19cm、盛土である黒褐色粘砂土(第2層)が8~14cm、盛土である直径15cmまでの礫を多く含む暗褐色粘砂土(第3層)が8~27cm、にぶい黄褐色砂粘土(第4層)が7~33cm、黄褐色粘砂土(第5層)が13~15cm、直径6cmまでの礫を多く含む黄褐色砂礫土(第6層)が6~22cm、直径10cmまでの礫



第12図 桜井地区 (S I 20-1 垣内) 調査区平面図 (1/80)・断面図 (1/40)

を非常に多く含む明黄褐色砂礫土（第7層）が31～50cmの厚さで堆積し、第7層直下の北側はにぶい黄褐色粘質土（第8層）が堆積しているが、南側は直径20cmまでの礫を非常に多く含む明黄灰色砂礫土が堆積していることを確認した。

（3）検出遺構（第12図）

東トレンチ 溝2基、土坑1基を検出した。土坑から炭化した植物片が多く混入している状況を確認したが、遺構に伴う遺物は出土しておらず、検出面付近の層位に流路状堆積を確認できるため、遺構ではなく、流路の影響による地形の凹凸の可能性はある。

中央トレンチ 南北幅約2m×東西幅約10mで設定し、西端から掘削を始めたところ、深さ約30cm地点において赤煉瓦が密集し、北側に続く状況を確認した。そのため、トレンチ形状を東西幅約3.0m×南北幅約6.5mに再設定し、掘削を行ったところ、東西幅110cm、南北幅365cmの赤煉瓦造りの窯を検出した。

この窯は、調査地敷地内に「楠公焼」碑が存在したことから、天明2年～大正6年に操業していた楠公焼を焼いた窯と考えられる。調査最終日の発見であったため、窯の南端と北端のみの掘削を行い、その規模を確認することしかできなかった。天井部の煉瓦が散乱し、側面の煉瓦に欠損している箇所も多いが、天井部の内壁と思われる焼土から天井部は崩落しておらず、操業時の形状を保っていることが確認できた。残存している高さは76cmであり、焼土の形状から天井は中央が高くなるのがわかる。平面形は南北に長い長方形であるため、かまぼこ状を呈していたものと思われる。南側が焚口となるが、南端は10個の煉瓦の短辺を揃えて並べ、北端は4個の煉瓦の長辺を揃えて並べ、側面は煉瓦の長辺を揃えて並べて構築している。側面の煉瓦の数及び何段積みかは確認できなかったが、全長及び残存高から計算すると、側面は15個前後の煉瓦を並べ、13段以上積んでいたことが推定できる。

中央トレンチ南端では、陶製の埋設管が地表面から約170cmの深さに埋められていることを確認した。この埋設管は深さ約30cmの地点から掘り込まれており、窯が埋没した後に、埋設されたものと考えられる。中央トレンチからは、中近世の遺物が出土しているが、ほとんどがこの埋設管の掘形から出土している。

西トレンチ ピット2基、土坑3基を検出した。遺構に伴う遺物は出土しておらず、検出面付近の層位に流路状堆積を確認できるため、遺構ではなく、流路の影響による地形の凹凸の可能性はある。

（4）出土遺物（図版6）

東トレンチ 少数の土師器片が出土しているが、遺構に伴うものではなく、平面及び壁面精査時に出土しており、周囲から流れ込んできたものと思われる。全て小片であり、年代を特定できるものは無かった。

中央トレンチ 陶製の埋設管の掘り形から土師器皿、瓦質羽釜、陶磁器等の中近世の遺物が出土している。陶製の埋設管は近代以降のものであるため、埋戻した土の中に混入していたものであろう。また、中央トレンチからは窯が見つかり、窯を構築していた大量の赤煉瓦(28)が出土している。赤煉瓦は短辺11cm、長辺23cm、厚さ5.5cmであり、線3本を破線のように並べた刻印をもつ。

西トレンチ 土師器皿、瓦質羽釜等の中近世の遺物が出土しているが、遺構に伴うものではなく、壁面精査時に出土しており、周囲から流れ込んできたものと思われる。

(5) まとめ

当調査では、楠公焼の窯を確認することができた。発見が調査最終日であり、基本的には埋蔵文化財調査の対象としない近世以降のものであったため、期間延長して窯の内部や全体を精緻に調査することはできなかった。しかし、その位置や規模等を確認できたことは、本町の近代史及び産業史上重要なことと考える。この窯は赤煉瓦を使用して造られているが、赤煉瓦の普及は幕末から明治時代初期であり、楠公焼の廃窯が大正6年であることから、この窯は幕末から大正6年まで営まれたものと推察できる。楠公焼の窯は、昭和42年頃には7基の窯の土台及び焚口部分のみ破壊されず残っており、その当時に撮られた写真と今回検出した窯を比較すると、昭和42年頃に撮影された窯は、土台及び焚口部が石で造られており、重厚なものである。それに対して、今回検出した窯は全て赤煉瓦で造られており、雰囲気が大きく異なる。最後に残った7基も廃窯に伴い破壊され、撤去されることとなったため、古老からの聞き取りを基に描かれた窯の略図しか残っておらず、その詳細はわかっていない。楠公焼の天明2年～大正6年の操業期間の中で、様々な種類の窯が造られたものと思われるが、その中の1つを今回実際に確認することができた。何らかの理由により廃絶した窯が土中に埋没したことにより、残存したのであろう。

【註】

- (1) 中津 梓 『島本町文化財調査報告書』第9集 島本町教育委員会 平成18年
- (2) 木村 友紀 「第1節 桜井地区(SIT13-1)遺跡範囲確認調査」『島本町文化財調査報告書』第27集 島本町教育委員会
- (3) 未報告。平成26年6月16日～平成26年8月31日に西浦門前遺跡内で実施した。
- (4) 井上 栄光・岡本 四郎 「社寺と民俗」『島本町史』本文篇 島本町役場 昭和50年
- (5) 脇田 修 「第6章 近世の産業と生活」『島本町史』本文篇 島本町役場 昭和50年



第13図 昭和42年 楠公焼窯跡焚口部写真

3. 桜井地区 (S I T20-1)

調査期間：令和2年9月23日(水)から令和2年9月24日(木)

調査地：大阪府三島郡島本町桜井三丁目37番

調査面積：8.8㎡

(1) 調査経過 (第14図)

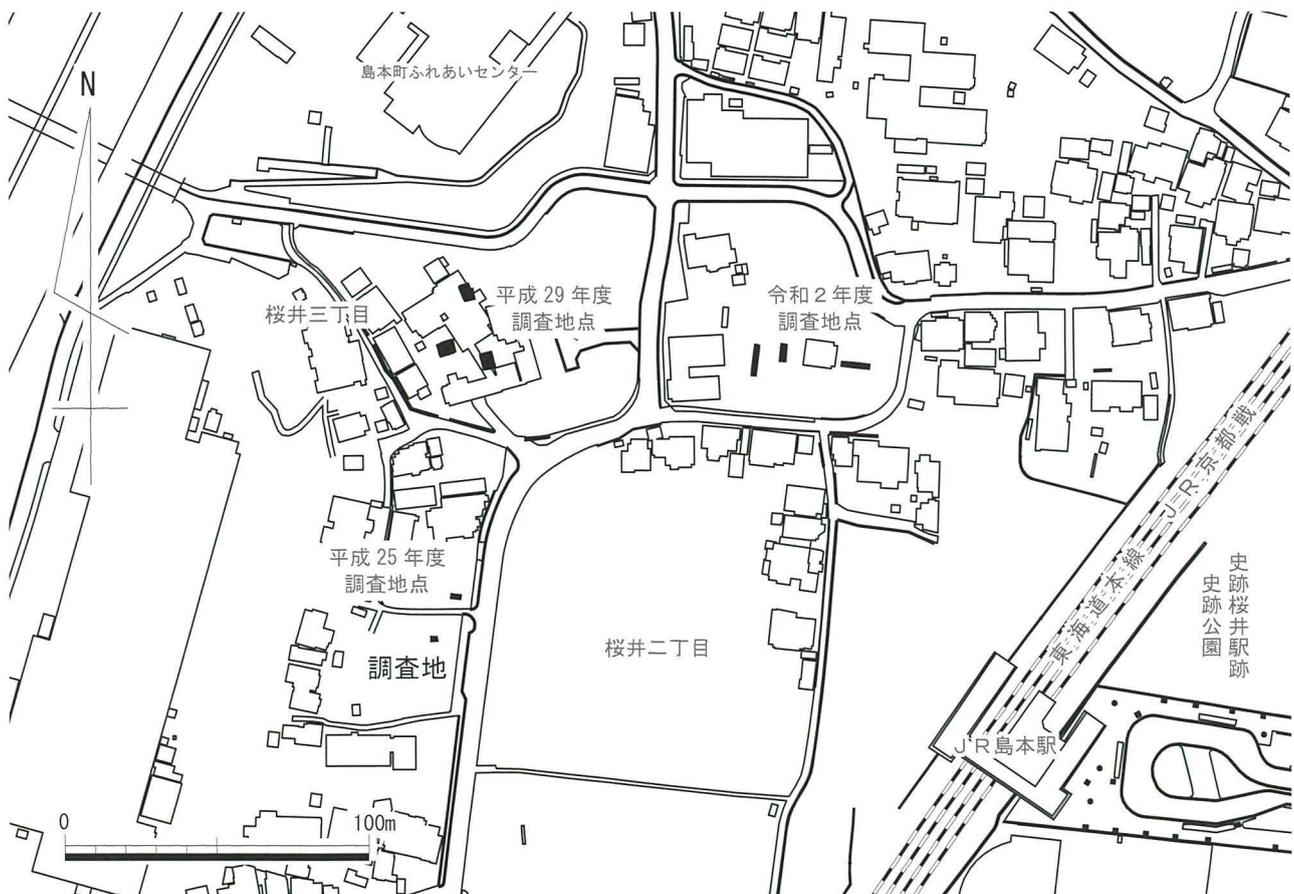
今回の確認調査は、桜井遺跡包蔵地隣接地において共同住宅建設工事が計画されたことにより、桜井遺跡包蔵地が拡大する可能性を考慮し、当地での遺跡の有無を確認するために実施したものである。

本調査では、浄化槽埋設部分を対象に南北約2.5m、東西約3.5mの調査範囲を設定し、主に重機を用いて掘削を行った。

調査区全体を30cmほど掘削した後、調査区東端に深さ2mのサブトレンチを設定したところ、現代表面から約80cmの深さで遺物を確認したため、その地点を第1遺構面として、同レベルまで全体の掘削を行った。

(2) 層位 (第15図)

黒色砂質土(耕作土、第1層)、暗灰黄色砂質土(耕作土、第2層)、黒灰色粘砂土(耕作土、



第14図 桜井地区 (S I T20-1) 調査地位置図 (1/2,500)

第3層)、オリーブ黒色粘砂土(旧耕作土、第4層)、暗灰黄色粘砂土(床土、第5層)、暗灰黄色粘砂土(マンガンを多く含む、第6層)、黄灰色粘砂土(マンガンを少量含む、第7層)、オリーブ褐色粘砂土(第8層)、暗オリーブ色粘砂土(第9層)、灰オリーブ色粘砂土(第10層)、灰オリーブ色砂質土(第11層)、オリーブ黒色粘質土(第12層)の堆積を確認した。第8層上面が第1遺構面となる。第1層から第5層まで、約50cmの厚さで耕作土の層が堆積しており、第12層は粘質土が80cm以上続き、壁面と底面で湧水を確認した。約20m北で行った試掘調査でも同様の粘質土層を確認しており、周辺一帯が湿地帯状の地形であったことがわかる。

(3) 出土遺物(図版6)

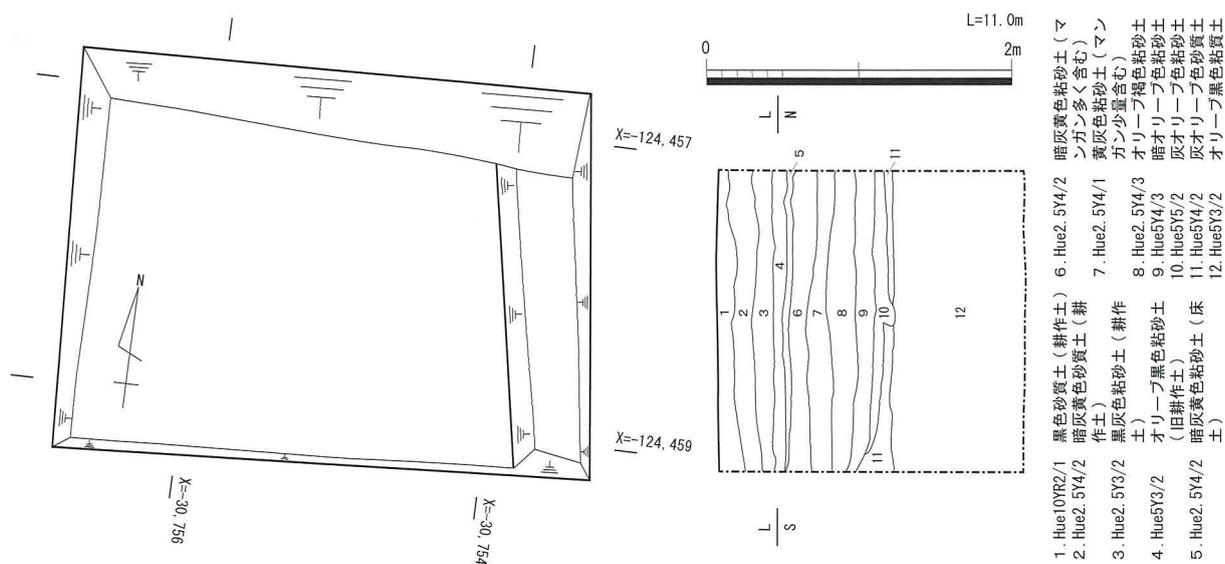
8層から中近世の土師皿が数点と須恵器杯蓋(33)・須恵器甕(34)・近現代の瓦・陶磁器類が出土している。すべて同一面からの出土であり、耕作時に混入、もしくは大きく攪乱を受け下層から混ぜ返されたものと思われる。すべて小片で実測に耐えうるものはなかった。

(4) まとめ

調査地は桜井遺跡に隣接しており、南西には越谷遺跡、御所池瓦窯跡、尾山遺跡、北東には西浦門前遺跡が存在する。当地でも遺構・遺物の出土が期待されたが、今回設定した調査範囲内では遺構を検出することはできなかった。

耕作土の堆積から、湿地帯状の地形の上に田畑が営まれていたことがわかった。第8層上面で少量の遺物を確認したが、遺構に伴うものではなく、耕作時に混入したものと考えられる。他の層からの遺物の出土はなく、第8層以降は滞水によるものと思われる粘質土層が続くため、遺構が存在する可能性は低い。

層序から、近現代では継続的に農耕が行われていた様子が伺え、出土遺物などから下層が攪乱を受けたのもこの時期と思われる。



第15図 桜井地区(SIT20-1)調査区平面図・断面図(1/50)

第3章 令和2年度埋蔵文化財発掘調査概要

この章では、島本町内で令和元年度に実施した埋蔵文化財調査についての概要を報告する。

令和元年度の文化財保護法第93条第1項・第94条第1項に基づく「埋蔵文化財発掘の届出・通知」（以下届出・通知と表記する）件数は、令和3年2月8日の時点で73件をかぞえ、これらに対する指導事項の内訳は、発掘調査0件、確認調査5件、立会調査34件、慎重工事34件である。

届出・通知のあった遺跡は、埋蔵文化財包蔵地としての範囲が広く、住宅が密集する広瀬遺跡が35件と最も多く、次いで桜井遺跡が13件、水無瀬荘跡が7件と続く。令和元年度の届出・通知件数は92件であるが、令和2年2月8日時点だと81件であり、令和2年度の届出・通知件数は、令和元年度と比較すると若干減少している。

工事の目的別に見ると、付表2のとおり、個人住宅が26件、分譲住宅が12件であり、合計38件と届出・通知の大半を占めている。また、ガス・電気・水道・下水道の合計が26件であり、個人住宅・分譲住宅の件数と合わせると、届出・通知件数73件中64件が比較的小規模な開発に伴うものである。これらの小規模な開発については、周辺の調査状況を鑑みながら立会調査や慎重工事に対応し、宅地造成やその他建物等の大規模開発に対しては確認調査で対応したが、水道1件については近隣で遺構が確認されていたため、確認調査で対応することとした。

確認調査の内訳としては、宅地造成3件、その他建物1件、水道1件であるが、広瀬遺跡の宅地造成2件、水無瀬荘跡の宅地造成1件、尾山遺跡の水道1件分については令和2年度末に近い時期の調査であったため、令和3年度に報告することとする。令和元年度末に提出された広瀬地区の宅地造成2件の試掘調査（HS19-2 内街道、MR20-1 門ノ内）については、本書で報告したが、試掘調査の結果、遺構・遺物の存在が確認できたため、道路部分全面の発掘調査へと移行することとなった。その調査内容については別の機会にて報告することとする。

また、島本町では、平成20年7月1日より文化財保護条例を施行し、条例の第18条第4項において「埋蔵文化財の包蔵地が周知されている土地以外の土地において、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で掘削しようとするときは、その内容について教育委員会と協議する」

道路	0件	鉄道	0件	空港	0件	河川	0件	港湾	0件
ダム	0件	学校	0件	宅地造成	3件	個人住宅	26件	分譲住宅	12件
共同住宅	2件	兼用住宅	0件	その他住宅	0件	工場	0件	店舗	1件
その他建物	2件	土地区画整理	1件	公園造成	0件	ゴルフ場	0件	観光開発	0件
ガス	9件	電気	12件	水道	3件	下水道	2件	電話通信	0件
農業基盤	0件	農業関係	0件	土砂採取	0件	その他開発	0件		

付表2 令和2年度 埋蔵文化財発掘の届出・通知の工事目的内訳

ことを定めた。この条例に従い、周知の埋蔵文化財包蔵地外においても届出（「土木工事計画届出書」）の提出をお願いし、協議すると共に指導を行った。その指導事項の内訳は、付表3のとおり、全43件のうち、試掘調査1件、立会調査7件、慎重工事35件である。令和元年度の届出件数は64件であるが、令和2年2月8日時点だと51件であり、令和2年度の土木工事計画届出書の件数も、届出・通知件数と同様に、令和元年度から減少している。平成30年度は140件、平成29年度は91件であり、平成30年度は突出して件数が多かったものの、全体的に減少傾向にある。

工事の目的別に見ると、付表3のとおり、電気が21件、個人住宅が9件、分譲住宅が5件と届出・通知よりも電気の割合が高くなる。

平成20年のJR島本駅開業に伴い、本町の開発も活性し、埋蔵文化財包蔵地内外での届出件数が増加したが、駅開業から10年以上経ち、開発も落ち着いてきたものと思われる。しかし、令和2年度から尾山遺跡の範囲において土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財調査を実施しているところであり、この土地区画整理事業の工事終了とともに、土地区画整理事業の範囲内だけでなく、その周辺も開発が活性化し、数年間は届出件数が大幅に増加することが予想される。そのような事態に対応できるよう、今後も埋蔵文化財包蔵地内外で適切な埋蔵文化財調査を実施し、遺跡の範囲、遺構の配置、遺跡の性格等を正確に把握できるように努めていきたい。

道路	0件	鉄道	0件	空港	0件	河川	0件	港湾	0件
ダム	0件	学校	1件	宅地造成	0件	個人住宅	9件	分譲住宅	5件
共同住宅	1件	兼用住宅	0件	その他住宅	0件	工場	0件	店舗	0件
その他建物	4件	土地区画整理	0件	公園造成	0件	ゴルフ場	0件	観光開発	0件
ガス	0件	電気	21件	水道	1件	下水道	0件	電話通信	0件
農業基盤	0件	農業関係	0件	土砂採取	0件	その他開発	1件		

付表3 令和2年度 土木工事計画届出書の工事目的内訳

報告書抄録

ふりがな	しまもとちょうぶんかざいちょうさほうこくしょ
書名	島本町文化財調査報告書
副書名	広瀬地区・百山地区・桜井地区遺跡範囲確認調査概要報告
巻次	
シリーズ名	島本町文化財調査報告書
シリーズ番号	第40集
編著者名	木村 友紀、能勢 麻由佳、坂根 瞬
編集機関	島本町教育委員会事務局 教育こども部 生涯学習課
所在地	〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL.075-961-5151
発行年月日	令和3年3月31日

ふりがな	ふりがな	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 (㎡)	調査原因
		市町村	遺跡番号					
遺跡範囲								
ひろせいせき 広瀬遺跡 (H S 19-2 内街道)	しまもとちょうひろせ 島本町広瀬四丁目 594番1、595番1	27301	14	34° 88' 32"	135° 67' 07"	2020.2.3 ～ 2020.2.5	27.0	宅地造成工事に 伴う範囲確認調 査
まいぞうぶんかざい 埋蔵文化財 ほうぞうちがい 包蔵地外 (H Y T 19-1)	しまもとちょうひやくやま 島本町百山923番 1 外	27301		34° 88' 40"	135° 66' 33"	2020.2.12 ～ 2020.2.13	10.0	保育所建設工事に 伴う試掘調査
みなせりきゆうあと 水無瀬離宮跡 (M R 20-1 門ノ内)	しまもとちょうひろせ 島本町広瀬三丁目 417番4、417番5	27301	5	34° 88' 56"	135° 67' 21"	2020.4.27 ～ 2020.4.28	18.0	宅地造成工事に 伴う範囲確認調 査
さくらいせき 桜井遺跡 (S I 20-1 垣内)	しまもとちょうさくらい 島本町桜井二丁目 630番1、630番2、 631番1	27301	12	34° 88' 17"	135° 66' 21"	2020.7.17 ～ 2020.7.22	59.5	その他建物建設 工事に伴う範囲 確認調査
まいぞうぶんかざい 埋蔵文化財 ほうぞうちがい 包蔵地外 (S I T 20-1)	しまもとちょうさくらい 島本町桜井三丁目 37番	27301		34° 88' 11"	135° 66' 07"	2020.9.23 ～ 2020.9.24	8.8	共同住宅建設工 事に伴う試掘調 査

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
ひろせいせき 広瀬遺跡 (H S 19-2 内街道)	集落	中世	ピット・溝・ 土坑	土師器・瓦質土器	なし
まいぞうぶんかざいほうぞうちがい 埋蔵文化財包蔵地外 (H Y T 19-1)	—	—	なし	なし	なし
みなせりきゆうあと 水無瀬離宮跡 (M R 20-1 門ノ内)	その他の遺跡 (宮跡)	中世 近世	ピット・溝・ 土坑・窯	土師器・瓦質土器・ 陶磁器	なし
さくらいせき 桜井遺跡 (S I 20-1 垣内)	集落跡	中世 近世 近代	ピット・溝・ 土坑・窯	土師器・瓦質土器・ 陶磁器・煉瓦	なし
まいぞうぶんかざいほうぞうちがい 埋蔵文化財包蔵地外 (S I T 20-1)	—	—	なし	土師器・須恵器・陶磁器	なし

島本町文化財調査報告書 第40集

発行 島本町教育委員会
〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号
TEL 075-961-5151

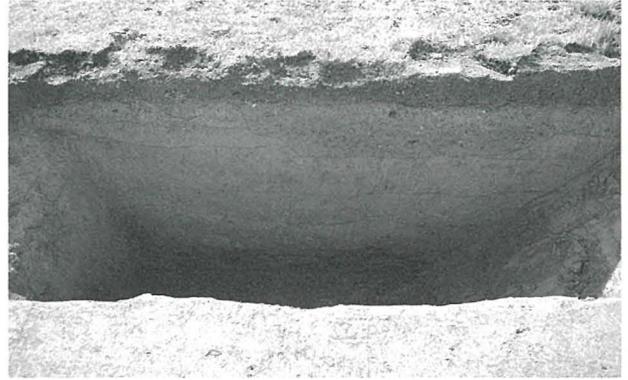
発行日 令和3年3月31日

印刷 三星商事印刷株式会社
〒604-0093 京都市中京区新町通竹屋町下ル弁財天町300
TEL 075-256-0961

圖 版



調査地全景（北から）



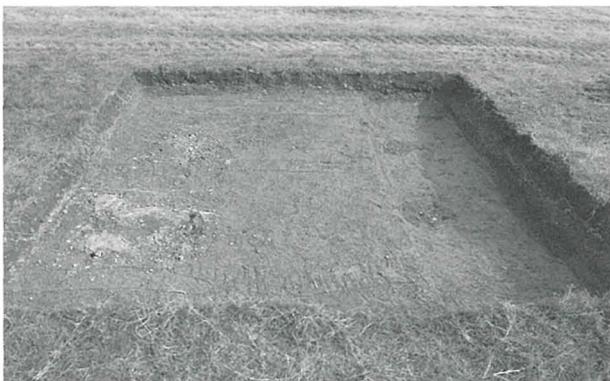
第1グリッド南壁



第1グリッド機械掘削状況（北から）



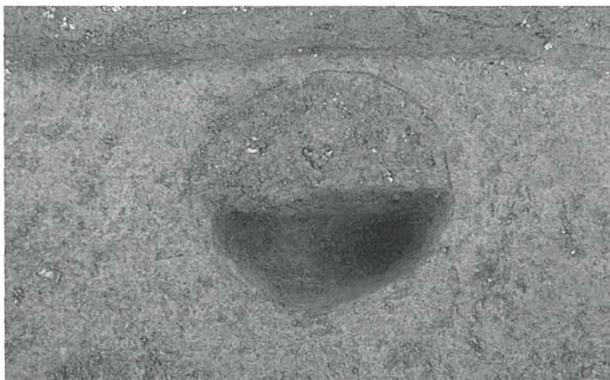
第2グリッド第1遺構面検出状況（西から）



第1グリッド第1遺構面検出状況（西から）



第3グリッド第1遺構面検出状況（西から）



第1グリッド第2遺構面P02半裁状況（南から）



調査地全景（埋戻し完了後、北から）



調査地全景 (北から)



第3グリッド完掘状況 (北から)



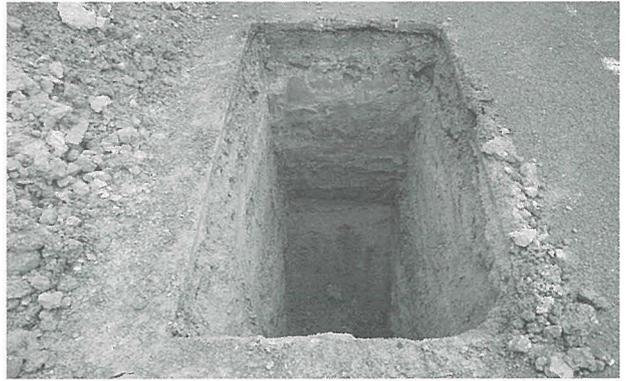
第1グリッド機械掘削状況 (西から)



第4グリッド完掘状況 (西から)



第1グリッド完掘状況 (北から)



第5グリッド完掘状況 (北から)



第2グリッド完掘状況 (北から)



第5グリッド埋戻し状況 (西から)



調査地全景 (西から)



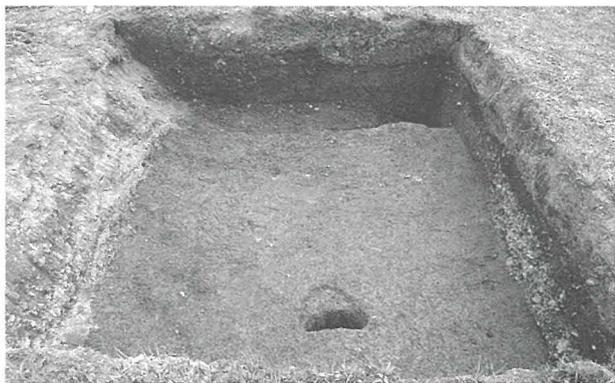
西グリッド西壁



西グリッド機械掘削状況 (西から)



東グリッド全景 (北から)



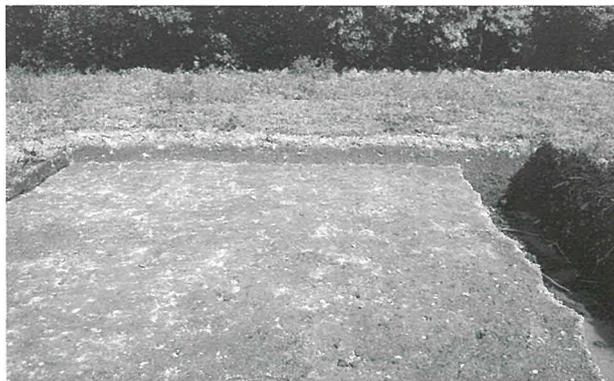
西グリッド全景 (北から)



東グリッド南壁



西グリッド南壁



東グリッド東壁



調査区全景 (東から)



西トレンチ全景 (南から)



東トレンチ機械掘削状況 (東から)



西トレンチ西壁



東トレンチ全景 (東から)



中央トレンチ窯跡検出状況 (南東から)



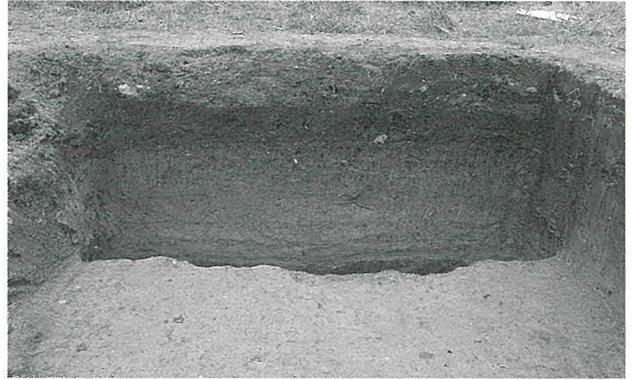
東トレンチ南壁



中央トレンチ窯跡検出状況 (北から)



調査区全景 (北東から)



東壁断面 (西から)



調査区機械掘削状況 (東から)



第1遺構面 (西から)



サブトレンチ機械掘削状況 (南から)



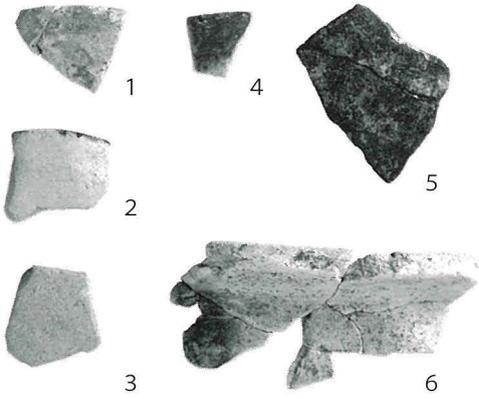
調査区埋戻し状況 (南東から)



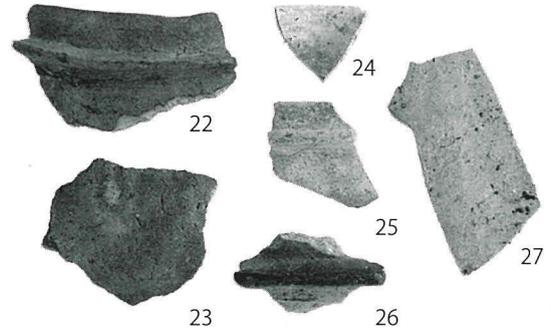
サブトレンチ掘削状況 (西から)



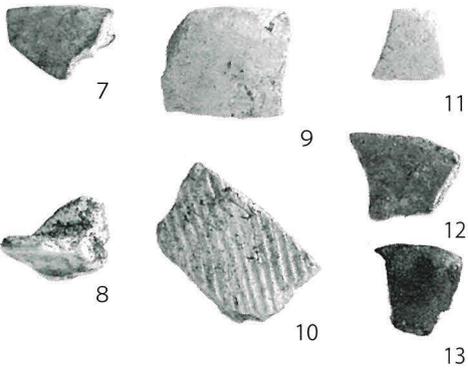
調査区全景 (埋戻し完了後、南東から)



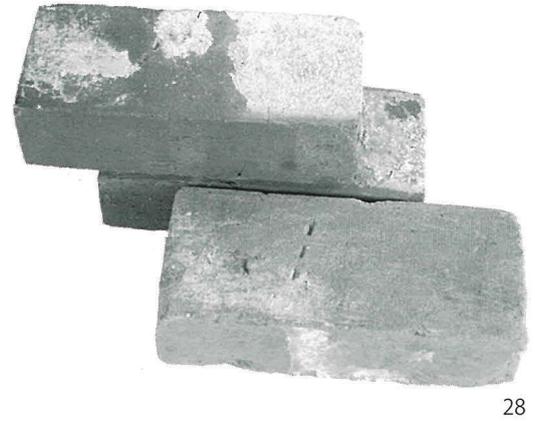
広瀬地区 (H S 19 - 2 内街道)



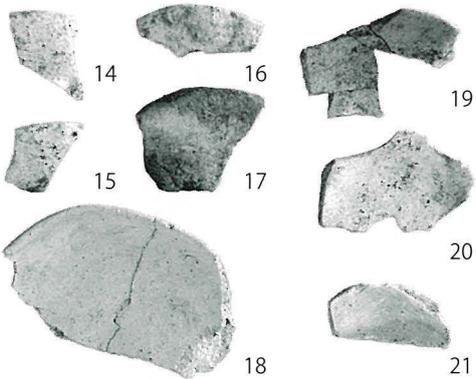
桜井地区 (S I 20 - 1 垣内) (2)



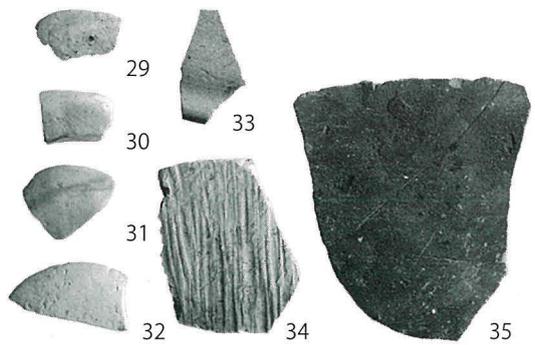
広瀬地区 (MR 20 - 1 門ノ内)



桜井地区 (S I 20 - 1 垣内) (3)



桜井地区 (S I 20 - 1 垣内) (1)



桜井地区 (S I T 20 - 1)

